

子育て・子育てワイワイプラン基本方針に基づく施策・事業の実績（令和6年度）

1 令和6年度取組実績の評価

基本方針に基づく具体的な施策・事業（全145施策・事業）について取組む担当課毎の評価件数（累計270件）は以下のとおり。

A：実施（達成）できた	・・・	261件	令和5年度 (257件)
B：一部実施（達成）できた	・・・	6件	(11件)
C：実施（達成）できなかった	・・・	0件	(0件)
ー：該当事業なし又は当該年度に事業予定なし	・・・	3件	(2件) ※事業の所管替え、隔年実施 等

2 施策体系における評価の推移

基本方針	施策の方向	評価（％）							
		令和6年度				令和5年度			
		A	B	C	－	A	B	C	－
1 子どもの主体的な参加ですすめる									
1-1 子どもの権利の尊重		95.8	0.0	0.0	4.2	95.8	0.0	0.0	4.2
1-2 子どもの参画の推進									
1-2-1 地域のシステムづくり		95.8	0.0	0.0	4.2	100.0	0.0	0.0	0.0
1-2-2 居場所づくり		96.5	3.5	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
2 おとな（親）になることを支える									
2-1 心身及び経済的な自立		100.0	0.0	0.0	0.0	92.9	7.1	0.0	0.0
2-2 他者への理解とおとなの役割		95.2	4.8	0.0	0.0	95.2	4.8	0.0	0.0
3 子育て家庭の支え合い									
3-1 子育て意識の育成		100.0	0.0	0.0	0.0	96.2	3.8	0.0	0.0
3-2 支え合いの場の充実		100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
4 市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援									
4-1 教育・保育及び子育て支援の充実									
4-1-1 子どもと家庭の支援		93.5	6.5	0.0	0.0	93.5	6.5	0.0	0.0
4-1-2 障害のある子どもを育てる家庭の支援		100.0	0.0	0.0	0.0	95.8	4.2	0.0	0.0
4-1-3 多様な文化的背景を持つ子どもと子育て家庭の支援		100.0	0.0	0.0	0.0	90.0	10.0	0.0	0.0
4-1-4 ひとり親家庭の支援		87.5	12.5	0.0	0.0	87.5	12.5	0.0	0.0
4-2 保健・医療		93.8	6.2	0.0	0.0	93.8	6.2	0.0	0.0
4-3 災害への対応を想定した環境づくり		93.3	0.0	0.0	6.7	80.0	13.3	0.0	6.7

子育て・子育てワイワイプラン基本方針に基づく施策・事業の実績一覧

【自己評価の基準】

「A」: 予定どおり実施(達成)できた

「B」: 予定していた一部が実施(達成)できた

「C」: 予定していたが実施(達成)できなかった

「―」: 該当事業なし又は当該年度に事業予定なし

基本方針	（節）	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例	後期計画担当課	今後(令和6年度)の課題・取組予定	取組実績(令和6年度)(1)事業の評価	自己評価
1 子どもの主体的な参加ですめる									
1-1 子どもの権利の尊重									
		01	重-1	【新規】R2～子ども相談室の運営	第9条、第15～23条	子育て支援課	▶子どもを含めた市民への啓発品を配布する。 ▶より子ども自身が相談しやすい体制とするため、Twitter、Facebook、LINEを定期的に投稿することにより、子ども相談室及び相談方法（面談、電話、メール、手紙、FAX）の周知を図る。 ▶子ども相談室はどんなことでも相談できる機関であることも併せて周知していく。	▶主な啓発品配布実績 ▪子ども相談室 ほっとルームリーフレット ▪機関紙（ほっとルーム通信） ▪子ども条例副読本 ▪子ども条例広報冊子 ▪子ども相談室PRカード ▪子ども条例リーフレット ▪子ども相談室周知ポスター ▶子ども相談室相談件数等 ▪令和6年度新規相談 75件、令和6年度対応回数 1,033回 ▪切手を貼らずに郵便ポストに投函できるほっとルームレターのモデル校での施行 ▪出張ほっとルームの小学校、児童センターでの施行実施	A
		02	重-1 重-3 重-6	子どもの権利擁護のための啓発と広報の充実	第6条、第7条、第14条	子育て支援課	▶各種啓発物の配布について計画的な配布を進める。 ▶子ども条例市民講座を開催するほか、市民まつり、ルピナスまつりなどのイベントに参加することで市民に対し広く普及啓発を行う。 ▶市内小・中学校の児童生徒を対象に子どもの権利擁護委員等を講師とした出張授業を行う。 ▶子ども相談室紹介動画により、子ども相談室を広く周知し、子育てハンドブックに啓発のページを設ける。 ▶普及啓発の課題を整理するため、認知度等に関するアンケートを実施する。	▶主な啓発品配布実績 ▪子ども相談室 ほっとルームリーフレット ▪機関紙（ほっとルーム通信） ▪子ども条例副読本 ▪子ども条例広報冊子 ▪子ども相談室PRカード ▪子ども条例リーフレット ▪子ども相談室周知ポスター ▶子ども条例市民講座を開催し、子ども条例について市民へ周知啓発を行った。市民まつり、ルピナスまつりに参加し、市民に対し広く普及啓発を行った。 ▶子どもの権利擁護について子ども自身に知ってもらうため市立小・中学校に出向き出張授業を行った。 ▶子育てハンドブック巻頭ページに子ども条例や子どもの権利擁護の仕組みを掲載し、就学前の子どもと保護者を対象とした広報啓発の方法を工夫した。 ▶普及啓発の課題を整理するため、市立中学校の1年生を対象に認知度等に関するアンケートを実施した。	A

基本方針	（節）	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例	後期計画担当課	今後（令和6年度）の課題・取組予定	取組実績（令和6年度）（1）事業の評価	自己評価
		02	重-1 重-3 重-6	子どもの権利擁護のための啓発と広報の充実	第6条、第7条、第14条	教育指導課	▶ 人権教育推進委員委員会を開催し、東京都教育委員会が発行している「人権教育プログラム」の意義等について周知する。 ▶ 各校の子ども条例への取組や人権課題への迫り方など、「あったか先生推進教師」を中心に情報交換を行う。	▶ 人権教育推進委員委員会を開催し、東京都教育委員会が発行している「人権教育プログラム」の意義等について周知した。 ▶ 各校の子ども条例への取組や人権課題への迫り方など、「あったか先生推進教師」を中心に情報交換を行った。	A
		03		人としての権利を尊重する教育の推進	第6条、第14条	協働コミュニティ課	引き続き、人権擁護委員と連携しながら、子ども向け人権教室の開催や、「人権の花」、「人権メッセージ」、「人権作文」等の事業を通じて、人権の尊重についての教育を推進する。	▶ 小学生対象の「人権の花」「人権メッセージ」事業、中学生対象の「人権作文」事業を実施した。 ▶ 人権教室を小学校にて実施した。	A
	1-1	04		家庭の教育力向上支援事業の推進	第5条	健康課	継続して実施する。	▶ ファミリー学級等を通じ、妊婦がパートナーとともに、妊娠、出産、育児について学ぶ機会となるよう支援を行った。 ▶ 家庭訪問等の様々な場面で、育児に不安を抱える親やその家族に対して丁寧に支援を行った。 ▶ 身近な地域での取組等、地域の情報を提供した。	A
						子育て支援課	保育従事者等を対象に、家庭の教育力に関する相談の対応力強化を図る研修を実施する。	▶ 保育従事者を対象とした各種研修の中で、保護者からの相談に関する対応力を強化した。 ▶ 障害児保育研修では、多様な家庭の子育てについて学ぶことで、発達に課題のある子どもの育児に悩む保護者からの相談への対応力を強化した。 ▶ 子育て支援の研修では、精神疾患のある保護者への対応を学び、様々な配慮を必要とする保護者への理解を深めることで、子育てで悩む保護者からの相談への対応力を強化した。 ▶ 西東京市保育の質のガイドライン研修では、子どもの目線に立った保育・子育てについて理解を深めることで、不適切保育・虐待など育児に不安を抱える保護者からの相談への対応力を強化した。	A
						幼児教育・保育課	引き続き事業の継続を図り、子育て家庭の支援を行う。	地域子育て支援センターを中心に、子育て関連講座や育児相談の事業を実施し、支援を図った。	A
						児童青少年課	令和5年度とは異なる児童館で実施をすることで、より多くの方に体験してもらう。	令和5年度とは異なる児童館で、「親子で陶芸教室」などを実施し、より多くの方に体験してもらうことができた。	A
						子ども家庭支援センター	継続して実施する。	▶ 市内2か所の子育て広場において、3歳までの乳幼児とその保護者に、絵本事業等28回実施。そのほか、子育て広場職員による子育て支援事業等を実施した。 ▶ 「早期からの「しつけ」の後押し事業」として、子ども家庭支援センター相談員が講師となり、子育てひろばにて「いやいや期は親と子の成長期」を年5回開催。	A

基本方針	(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例	後期計画担当課	今後(令和6年度)の課題・取組予定	取組実績(令和6年度)(1)事業の評価	自己評価
		04		家庭の教育力向上支援事業の推進	第5条	公民館	▶子育て、教育に関する講座を実施する。 ▶子どもとその保護者を対象とした事業を実施する。	▶子育て、教育に関する講座を実施した。18講座・延べ203回。 ・乳幼児をもつ母親のための講座(保育付き、1講座27回) ・子育て中の人のための講座(保育付き、3講座38回) ・女性のための講座(保育付き、2講座35回) ・地域づくりについて考える講座(1講座3回) ・子どもを取り巻く環境について考える講座(保育付き、1講座2回) ・女性対象講座(保育付き、1講座14回) ・大人のための文章講座(保育付き、1講座17回) ・子育て中の外国人女性のための日本語講座(保育付き、1講座35回) ・子どもを取り巻く環境について考える講座(保育付き・2講座5回) ・現代的課題を考える講座(保育付き、1講座13回) ・思春期の子どもに向き合うための講座(全3回) ・子どもの課題について考える講座(テーマ:不登校、1回) ・社会問題講座(テーマ:不登校4回) ・人権講座(テーマ:子どもの貧困、5回)	A
		05		里親制度(養育家庭)の推進	第8条	子ども家庭支援センター	継続して実施する。	▶子どもとその保護者が参加できる事業を実施した。11事業・延べ111人。 ▶都と連携し、10月に啓発のチラシ配布、はなバスに社内広告を掲示、養育家庭(里親)体験発表会を開催した。 ▶児童相談所が主催する里親・児童相談所・児童養護施設・子ども家庭支援センターの連絡会に参加した。 ▶ホームページ、FM西東京でのインタビューにて里親等に関する情報提供を行った。	A
		06		スキップ教室(適応指導教室)の充実	第9条	教育支援課	▶学校に登校しない・できない児童・生徒は増加傾向にあることから、一人ひとりの状況やニーズに合わせた多面的な支援が必要となっている。今年度も引き続き、社会的自立を目指し、教科指導・生活指導及びカウンセリング機能の充実を図る。 ▶スキップ教室指導員が通室児童・生徒の在籍校や家庭と連携しながら、スキップ教室での様子、通室目標や指導方針を明確にして、個に応じた学習指導・生活指導、行事などを通じて、児童・生徒の心や日常生活の安定を図り、社会的自立や学校復帰への支援を行う。 ▶スクールソーシャルワーカーと連携を図り、児童・生徒の状況にあわせて、ニコモテラス、ニコモルーム、スキップ教室が連携して段階的に適切な支援につながるよう努める。 ▶不登校対策委員会(中1不登校未然防止)で、スキップ教室、ニコモルーム、ニコモテラスに通う児童・生徒についての理解と指導の成果を各学校の教員と共有し、学校と連携を図りながら不登校の未然防止に努める。 ▶日頃から児童・生徒の情報の共有を行い、スキップ教室、ニコモルーム、ニコモテラス、教育相談センターの円滑な連携が図れるよう努めるとともに、関係機関との連携を図りながら不登校の児童・生徒一人ひとりに寄り添い適切な支援を行う。 ▶これまでの取組を継続しながら、引き続き、「適応指導教室等あ	▶令和6年度のスキップ教室入室児童・生徒は小学生11人、中学生70人、合計81人であり、社会的自立を目指した支援を行った。 ▶スクールソーシャルワーカーやニコモテラス、ニコモルーム等と連携し、子どもの状態に合わせた支援を行った。 ▶不登校対策委員会(中1不登校未然防止)に出席し、スキップ教室に通う児童・生徒について各学校の教員と情報共有を行った。 ▶令和6年6月に「適応指導教室等あり方検討委員会」を行い、スキップ教室等の運営や体制等について検討を行った。	A

基本方針	（節）	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例	後期計画担当課	今後（令和6年度）の課題・取組予定	取組実績（令和6年度）（1）事業の評価	自己評価
	1-1	07		子ども自身が相談しやすい体制の充実	第9条	子ども家庭支援センター	継続して実施する。	①実施した。 市内全公立小中学生向けに児童虐待・ヤングケアラー啓発リーフレットを自主作成し、相談先として子ども家庭支援センターを案内を配布した。児童虐待啓発は夏休み前に、ヤングケアラー啓発は春休み前に配布した。 リーフレットに掲載した様々な状況におかれるキャラクターを見てもらうことで、子ども自身が自らの状況に気づくヒントになるよう	A
						子育て支援課	▶子ども相談室 ほっとルームにおいて、引き続き子ども自身が相談しやすい体制として、フリーダイヤルによる電話相談や市のお問い合わせフォームを活用したインターネットによる相談システムを実施するほか、手紙、FAXでの相談を行う。 ▶子どもが相談したいことを書いて切手を貼らずに郵便ポストに投函できる「ほっとルームレター」をモデル校において試行する。 ▶子ども相談室 ほっとルームについて、より子ども自身が相談しやすい体制とするため、Twitter、Facebook、LINEの定期的な投稿等により子ども相談室及び相談方法（面談、電話、メール、手紙、FAX）の周知を図るほか、子ども相談室はどんなことでも相談できる機関であることを併せて周知していく。 ▶子ども自身が相談しやすい体制を充実させるため、子どもLINE相談について周知を進める。 ▶教育委員会と連携し、GIGAスクールタブレットの壁紙等への子ども相談室 ほっとルームや子どもLINE相談の情報の掲載について検討する	▶子ども相談室 ほっとルームでは、子ども自身が相談しやすい体制として、フリーダイヤルによる電話相談や市のお問い合わせフォームを活用したインターネットによる相談システムを実施しているほか、手紙、FAXでの相談も受け付けている。 令和6年度はモデル校3校で切手を貼らずに郵便ポストに投函できるほっとルームレターを試行実施した。 子どもからの新規相談件数26件 ※全新規相談件数75件 ▶子ども自身が相談しやすい体制を充実させるため、子どもLINE相談を新たに開設した。 ▶教育委員会と連携し、GIGAスクールタブレットの壁紙への子ども相談室 ほっとルーム及び子どもLINE相談の情報の掲載開始。	A
					第9条	教育支援課	▶今年度も引き続き、全市立小・中学校に東京都のスクールカウンセラーを配置し、配置校にスクールカウンセラーを派遣する。 ▶スクールカウンセラー連絡会を活用し、教育委員会等との情報共有を行うことにより、相談体制の一層の充実を図る。	▶全市立小・中学校に配置された東京都公立学校スクールカウンセラーと連携し、校内における教育相談体制の充実に務めた。 ▶スクールカウンセラー連絡会を開催し、小・中学生の相談・支援に関わる関係者とスクールカウンセラーが顔を合わせて情報共有を行うとともに、スクールソーシャルワーカーの活用に関する研修を行い、連携の強化を図った。	A
							「西東京あったか先生」の取組を継続し、「人権教育プログラム」からの人権課題とした授業を道徳科等で実施していく。	「西東京あったか先生」の取組を継続し、「人権教育プログラム」からの人権課題とした授業を道徳科を中心として実施した。	A
							子どもの権利の学びを通していじめその他の権利侵害への対応について啓発を行う。	子ども条例副読本配布、市立小・中学校での出張授業を行い、子どもの権利の学びを通していじめその他の権利侵害への対応について啓発を行った。	A
		11	重-10	要保護児童対策地域協議会の活用	第4条 第6条 第8条	子ども家庭支援センター	継続して実施する。	▶切れ目のない支援として未就学部会、発達支援部会、就学部会と部会形式に分け、それぞれ関係する職員が集まり、部会を通して要支援児童等の情報や支援について共有し連携を図った。 ▶関係機関向けに現場での児童虐待対応の基本講座（虐待防止支援員養成講座）や専門家による研修（テーマ別研修）を実施した。 ▶未就学部会として地域子育て支援センターと健康課と子ども家庭支援センターで、「地域子育て支援センター会議」を4回開催し、気になる児童、保護者について情報共有を行った。 ▶個別ケースの支援を協議するためケース検討会議を47回実施した。 ▶全小中学校が学期ごとに開催する虐待防止のための外部委員会を	A

基本方針	（節）	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例	後期計画担当課	今後（令和6年度）の課題・取組予定	取組実績（令和6年度）（1）事業の評価	自己評価
	1-1	12		虐待・虐待再発防止のための学習機会の検討		子ども家庭支援センター	継続して実施する。	▶市内幼稚園・保育園の保護者・職員に「体罰などによらない子育てハンドブック」を配布し、虐待や虐待防止に係る周知・啓発を行った。 ▶市内幼稚園・保育園の職員へ児童虐待防止支援員養成講座・ヤングケアラー講座をオンラインで実施した。	A
		13	重-1	虐待の早期発見・通告・早期対応をするための普及活動の充実	第6条 第8条	子育て支援課	子育てハンドブックを作成し、相談窓口や関係機関の情報を掲載する。	▶子育てハンドブックを作成し、相談窓口や関係機関の情報を掲載した。掲載内容も二次元コードの活用など、最新の情報に市民がすぐアクセスできる仕様に変更した。 ▶市ホームページから電子ブックでの閲覧できるようにし、紙面以外からも情報がわかるように工夫した。	A
						子ども家庭支援センター	継続して実施する。	▶関係機関に対し、虐待防止支援員養成講座やテーマ別研修を行い、早期発見・通告・早期対応をするための知識向上を図った。 ▶フレスポひばりが丘、田無駅で児童虐待防止啓発物の配布を行った。 ▶田無警察署と子ども家庭支援センターの協働で作成した児童虐待防止の啓発動画をアスタビジョンにて放映した。また、西東京市のホームページにも掲載した。 ▶児童虐待推進防止月間（11月）を活用し、市のホームページに掲載、市報での広報、庁用車にマグネットステッカーを貼付けての周知等を行った。 4月に教育委員会の依頼にて、「児童虐待防止に係る対応の徹底及び児童虐待防止研修」を各小中学校へオンライン研修を実施した。	A
						子育て支援課	▶子ども条例副読本等を活用した出張授業を実施する。 ▶副読本指導書を授業で活用できるよう市内小学校に電子データを送付する。	▶子ども条例副読本等を活用した出張授業を小学校及び中学校で実施した。 ▶小学校の授業で活用する副読本指導書の電子データを市立小学校へ送付し活用を推進した。	A
		14	重-1 重-3	子どもにとって大切な権利について学ぶ機会の提供	第14条	児童青少年課	引き続き、研修や巡回指導を通じ、子どもの権利について指導を行う。	子どもの権利擁護委員を講師にお招きし、学童クラブ指導員全員を対象に研修を実施し、子どもの権利について指導員としての心構えを学ぶ機会を設けた。	A
						子ども家庭支援センター	※子育て支援課で実施	-	-

基本方針	（節）	施策 策	施策 No.	重点	施策・事業名	子ども 条例	後期計画 担当課	今後(令和6年度)の課題・取組予定	取組実績(令和6年度)(1)事業の評価	自己 評価
	1-2-1 地域のシステムづくり									
	01	重-2	子どもによる子どものための企画づくりと事業運営の推進	第13条	児童青少年課	継続して実施する。	中高生年代プロジェクトは、令和6年度に引き続き会場開催にて実施し、会場には参加者のほか一般客も来場する形で開催した。	A		
					みどり公園課	指定管理者の事業をはじめ、引き続き子ども対象の企画に取組む。	指定管理者が子どもが参加しやすい事業として「こどもスポーツ教室」、「プレイパーク」、「初心者インラインスケート教室」などの事業を実施した。	A		
	02	重-4	児童館の親子で参加できる行事や企画の充実	第13条	児童青少年課	継続して実施する。	乳幼児と保護者向けの事業について実施した。	A		
	03	重-2	【名称修正】R2～子ども参画による広報誌づくりの継続 （【旧名称】子ども参画による広報紙づくりの実施）	第13条	図書館	▶引き続き、対面のメリットである、意見が言いやすい雰囲気を作り、YA世代が自由に意見交換ができる編集会議を目指す。 ▶学校行事・部活動・定期テストや受験など、多忙な中高生がなるべく多く会議に参加できるよう、年度当初に各自のスケジュールを共有し、会議開催の候補日を早い時点で決めるなど、中高生の都合などを考慮した会議日程を設定するよう努める。	▶昨年度に引き続き、全ての回で対面による編集会議を実施することができた。活気のある会議となり、YA世代のより自由な発想やアイデアが出され、「CATCH」の誌面に活かされた。 ▶編集会議の日程は可能な限り早めに設定し、なるべく多くの編集者が参加できるよう努めた。また、編集委員と図書館担当者との連絡等はメールにて行い、部活や習い事等で多忙なYA世代が効率的に編集を担えるよう調整した。	A		
	04	重-3	子ども調査の推進	第13条	児童青少年課	継続して実施する。	児童館利用者等へのアンケートやヒアリングを実施した。	A		
					図書館	—	（令和6年度中の取組がないため対象外）	-		
	05		防犯対策の充実	第4条 第6条 第11条	危機管理課	▶各団体との個別的なパトロール実施 ▶市報、ホームページ、いーなメールでの広報啓発活動 ▶防犯活動団体への補助金交付対象の拡大を検討 ▶小学校における地域安全マップ作製支援の実施 ▶春・夏・年末における防犯活動団体などへのパトロール強化依頼の実施 ▶各種機会を通じた防犯マニュアルの配布 ▶特殊詐欺未然防止のため、高齢者世帯への自動通話録音機給付 ▶特殊詐欺被害防止啓発用動画普及 ▶わんわんパトロールへの参加協力依頼 ▶あんぜんパワーアップ教室（防犯講話）・出前講座の実施	▶各団体との個別的なパトロール実施 ▶市報、ホームページ、いーなメールでの広報啓発活動 ▶防犯活動団体への補助金交付対象の拡大を検討 ▶小学校における地域安全マップ作製支援の実施 ▶春・夏・年末における防犯活動団体などへのパトロール強化依頼の実施 ▶各種機会を通じた防犯マニュアルの配布 ▶特殊詐欺未然防止のため、高齢者世帯への自動通話録音機給付 ▶特殊詐欺被害防止啓発用動画普及 ▶わんわんパトロールへの参加協力依頼 ▶あんぜんパワーアップ教室（防犯講話）・出前講座の実施	A		
					児童青少年課	▶引き続き、職員研修等を通じて防犯意識の向上を図っていく。 ▶「子ども110番ピーポくんの家」の総会を開催し、地域への情報共有を図る。	▶職員研修等を通じて防犯意識の向上を図った。 ▶「子ども110番ピーポくんの家」の総会を開催し、地域への情報共有を図った。	A		

基本方針	(節) 施策	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例	後期計画担当課	今後(令和6年度)の課題・取組予定	取組実績(令和6年度)(1)事業の評価	自己評価
	1-2-1	05		防犯対策の充実	第4条 第6条 第11条	教育指導課	▶「安全教育プログラム」活用し、各学校の安全教育をより一層充実するよう、国や東京都の取組や本市の事故の状況等を積極的に発信し、具体的に指導・助言を行う。 ▶市内全小中学校の安全連絡会において引き続き、地域支援による安全確保の取組を行う。 ▶スクールガードリーダーによる市内全小中学校に対する巡回指導を行い、「安全教育プログラム」等を活用し安全教育のより一層の質の向上を図る。 ▶「安全教育プログラム」を活用し、安全教育の充実を図るとともに、児童生徒自身が危険を予測し回避する能力を身に付けられる指導の工夫・改善を行う。	▶「安全教育プログラム」活用し、各学校の安全教育をより一層充実するよう、国や東京都の取組や本市の事故の状況等を積極的に発信し、具体的に指導・助言を行った。 ▶市内全小中学校の安全連絡会において引き続き、地域支援による安全確保の取組を行った。 ▶スクールガードリーダーによる市内全小中学校に対する巡回指導を行い、「安全教育プログラム」等を活用し安全教育のより一層の質の向上を図った。 ▶東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し安全教育の充実を図るとともに、児童生徒自身が危険を予測し回避する能力を身に付けられる指導の工夫・改善を行った。	A
		06		青少年育成会への支援の充実	第5条 第7条	児童青少年課	継続して実施する。	各小学校区で地域活動をする育成会活動と、育成会が主体となって中学生ボランティアと共に開催する歩け歩け会の支援を行った。	A
		07		農業体験・ものづくり体験・地域活動体験の拡充	第4条 第13条	児童青少年課	継続して実施する。	▶児童館・児童センターにおいて規模の大きいイベントを実施した。 ▶各小学校区の青少年育成会の活動の支援を行った。	A
						産業振興課	▶「親子で収穫祭」を実施予定 ▶「農のアカデミー体験実習農園」に幼稚園・保育園・小学校単位で参加(4月・5月・7月・9月・10月・11月実施予定)	▶「親子で収穫祭」を実施。令和6年11月3日大根と里芋の収穫体験親子24組60人参加 ▶「農のアカデミー体験実習農園」に幼稚園・保育園・小学校単位で子どもたちが参加(4月・5月・7月・9月・10月・11月実施)4月～7月枝豆の種まき、生育観察、収穫(小学校1、幼稚園1)9月～11月大根の種まき、生育観察、収穫(小学校1、保育園3)	A
						公民館	▶地域団体や地域人材を活用した子ども対象事業を実施する。 ▶子どもを対象として、ものづくりを体験する講座を実施する。 ▶青少年を対象とした地域課題を取り上げた講座を実施する。 ▶中高生に地域におけるボランティア体験の機会を提供する。	▶公民館利用者やで活動団体が講師を務め、子ども対象、親子対象のものづくりの講座を実施した。3講座・計10回実施。 - サークル公開講座 陶芸体験教室(6回)、サークル公開講座 藍のたたき染めに挑戦!(2回)、親子講座 竹けん玉と竹とんぼづくり(2回) ▶地域課題を取り上げた子ども対象講座を実施した。1講座・計3回実施。 - 中高生が企画する小学生向け防災講座 避難所サバイバル(3回) ▶中高生にボランティア体験の機会を提供した。3事業・16回実施。	A
						地域共生課	▶保護司会への助成や社会を明るくする運動への協力を通じて、犯罪や非行防止の活動を支援する。 ▶社会を明るくする運動のあいさつ運動に協力する。 ▶地域のパトロール活動が広がっていくよう、働きかけを行う。	- 夏の中学生ボランティア(SDGsサポーター編)(7回)、夏 ▶ふれまち住民懇談会ごとに、社会を明るくする運動のあいさつ運動に協力した。市民まつりでは複数の住民懇談会が社会を明るくする運動のテント運営に協力した。 ▶ふれまち住民懇談会ごとに地域合同パトロールに参加し、市内の危険な場所の把握に協力した。	A

基本方針	(節) 施策	施策 No.	重点	施策・事業名	子ども 条例	後期計画 担当課	今後(令和6年度)の課題・取組予定	取組実績(令和6年度)(1)事業の評価	自己 評価
	1ー2-1	08	重-2 重-4	地域の人材発掘・養成・活用の推進	第4条 第7条	地域共生課	▶都立高校への関わり方について検討する。 ▶小学校・中学校からの総合的な学習の時間への協力依頼に対し、登録ボランティア・ボランティア団体などと連携し、協力していく。 ▶ボランティア活動啓発として「夏！体験ボランティア西東京2024」へ参加を促す。	▶都立高校の防災体験活動に協力した。 ▶小学校・中学校からの総合的な学習の時間への依頼に対し、障がい当事者（盲導犬）の協力により実施し、児童、生徒へ学びの機会を提供した。 ▶「ボランティアのつどい」の中でボランティア体験コーナーを設け、ボランティア活動に触れる機会を提供した。 ▶6月開催の小学校自主校長会にて「夏！体験ボランティア西東京2024」の周知をした。	A
		09		各国の子どもが集える事業の検討	第7条	文化振興課	日本語を母語としない子どもが学習、相談及び交流できる地域の拠点として「多文化キッズサロン」を設置し、運営を行う。	日本語を母語としない子どもが学習、相談及び交流できる地域の拠点として「多文化キッズサロン」を設置した。（学習事業については教育指導課が担当） 事業内容：日本語を母語としない子どもが学習、相談及び交流できる地域の拠点 利用実績：学習者数延べ36人、相談243件、交流事業23件	A
		10		市報や市のホームページの子ども向け情報の充実	第13条	秘書広報課	▶引き続き、市の有する広報媒体を活用し、子ども向けの情報発信の充実に努める。 ▶市報の紙面の中で「子育て」欄を設けるなど、子育てに特化した情報提供をする。	▶市報や市のホームページなどの広報媒体を活用し、子ども向けの情報発信の充実に努めた。 ▶各課が行う子ども向けイベントの情報発信を充実するため、ホームページのキッズページブランディングエリアの活用方法や、わかりやすく興味が持てるようなページ作りの手法を広報連絡会議や広報研修を通じて周知啓発を行った。	A
		11		子どもに必要な情報を届けるしくみの整備	第13条	子育て支援課	▶市報・ホームページをはじめSNS等の広報媒体を活用し、効果的な情報発信に努める。 ▶子ども相談室が発行する「ほっとルーム通信」について、子どもに読みやすい内容となるよう心掛ける。 ▶「ほっとルーム通信」を市内在住の全小・中学生に配布するほか、市内の高等学校や公共施設等に配布を行う。	▶キッズページの「なやみごと相談室」に子どもLINE相談のページを設置しているほか、子ども相談室と子どもLINE相談について子どもの目に留まりやすいようにキッズページの新着情報に掲載した。 ▶子ども相談室が発行する「ほっとルーム通信」について、イラストを多用し、小学6年生までに学習する漢字を使用し漢字にはふりがなをつけて作成することで、子どもの読みやすいものとなるよう心掛けた。 ▶「ほっとルーム通信」は、市内在住の全小・中学生に配布したほか、市内の高等学校や公共施設に配布を行った。	A
文化振興課	▶令和6年度も配布・実施予定。 ▶より広く情報を届けるしくみを引き続き検討する。					▶やさしい日本語及び英語・中国語・韓国語による生活便利帳の冊子を配布した。QRコードを活用するなど、より広く情報を届けることができた。 ▶市報から必要な情報を抜粋し、やさしい日本語及び英語・中国語・韓国語に翻訳した「くらしの情報」を毎月1回市HPに掲載した。	A		

基本方針	(節)	施策	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例	後期計画担当課	今後(令和6年度)の課題・取組予定	取組実績(令和6年度)(1)事業の評価	自己評価
		12		子ども向け情報提供方法の検討	第13条	秘書広報課	市報・ホームページをはじめSNS等の広報媒体を活用し、効果的な情報発信に努める。	▶市報・ホームページをはじめSNS等の広報媒体を活用し、効果的な情報発信に努めた。 ▶LINEのセグメント配信を活用し、子供向けイベントの情報を希望する市民に向けて、情報提供を行った。	A	
						教育企画課	引き続き、興味を持てるような広報紙づくりに努める。 教育計画概要版「やさしい版」を子どもたちに電子配布し普及、啓発に努める。	▶西東京の教育は、部内の編集会議を活用し内容の充実化を図り、イベント情報をまとめるなどの工夫を行った。 ▶実施したイベントのチラシなどについて秘書広報課と相談しながら充実を図った。また、実施後の事業についてもホームページで写真を使ってわかりやすく掲載した。 ▶教育計画やさしい版については、ホームページに掲載し、普及、啓発に努めた。	A	
						教育指導課	西東京市GIGAスクール構想基本方針のもと、より児童生徒が授業に関連する内容を検索したり、検索した内容を活用したり、自ら学習計画を立てるよう指導・助言する。	西東京市GIGAスクール構想基本方針のもと、より児童生徒が授業に関連する内容を検索したり、検索した内容を活用したりできるような学習計画を立てるよう指導・助言した。	A	
		13	有害情報からの子どもの保護	第11条	児童青少年課	引き続き、必要な情報が提供されるよう啓発活動の促進を図る。	東京都より配布されるリーフレット等による啓発活動や育成会への情報提供に努めた。	A		
					教育指導課	西東京市GIGAスクール構想基本方針のもと、タブレットの更なる活用を図り、情報活用能力の育成を図る。	西東京市GIGAスクール構想基本方針のもと、タブレットを活用を図り、情報活用能力の育成を図った。	A		
					1-2-2 居場所づくり					
		01	重-2 重-3	子ども参画ですすめる遊び場づくりの推進	第12条 第13条	子育て支援課	令和5年度に作成した「子ども施策に対する子どもの意見を得るための手引」手引について職員を対象とした研修を実施し、内容を周知することで取組を推進する。	▶「子ども施策に対する子どもの意見を得るための手引」について職員を対象とした研修を実施した（参加人数67名）。 庁内の各課の子どもの意見表明機会の重要性に対する意識の醸成をすることができた。	A	
						みどり公園課	多世代の人々が集う憩いと交流の場をつくり、意見交換できる機会を増やしていく。	泉小わくわく公園地域協議会と指定管理者が花壇活動協働活動やイベントの企画準備等について意見交換を行った。 多世代の人々が集う憩いと交流の場をつくり、公園の利活用の推進に繋げることができた。	A	
		02		子ども参画による生涯学習事業の推進	第13条	児童青少年課	継続して実施する。	▶音楽イベント等の規模の大きなイベントを実施した。 ▶中高生年代プロジェクトは、令和5年度に引き続き会場開催にて実施し、会場には参加者のほか一般客も来場する形で開催した。	A	
		03	重-4	児童館の再編成と機能の充実	第12条 第13条	児童青少年課	児童館の再編整理及び学童クラブの過密化対策に向けた取り組みとして、公共施設等総合管理計画に基づく取り組みを進める。	公共施設等総合管理計画に基づく実行計画の素案を作成し、学童クラブ過密化対策方針を策定した。	A	
04	重-5	青少年センター機能の充実	第12条 第13条	児童青少年課	引き続き、中高生年代に魅力のある企画を提案し、中高生年代が事業の運営に参加することで、青少年センター機能の拡充を図ると共に、特化型児童館としての利用率の向上する。 また、中高生特化型児童館準備会を開催し、特化型児童館のあり方を中高生委員と共に検討する。	中高生年代に魅力のある企画を提案し、中高生年代が事業の運営に参加することで、青少年センター機能の拡充を図ると共に、特化型児童館としての利用率の向上することができた。 また、中高生特化型児童館準備会を開催し、特化型児童館のあり方を中高生委員と共に検討することができた。	A			

基本方針	（節）	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例	後期計画担当課	今後（令和6年度）の課題・取組予定	取組実績（令和6年度）（1）事業の評価	自己評価
		05	重-2 重-6	屋内外の居場所の充実	第12条	児童青少年課	▶ 児童館ランチタイムについては、全館実施する。 ▶ サマー子ども教室については、令和5年度の2校に1校を加えた、計3校で実施する。	▶ 児童館ランチタイムの実施館を拡充を検討した。 ▶ サマー子ども教室は、より多くの児童が参加できるよう、定員を増やして実施することを検討した。	A
						文化振興課	継続して実施する。	▶ 保谷こもれびホールの1階エントランスホールを学習や読書、団らん等で使用できるフリースペースとして活用した。 ▶ コール田無のロビーや2階のコミュニティルームを子どもたちの居場所・学習場所として活用した。 ▶ 西東京市民文化プラザ1階に学習コーナーを設置した。	A
						スポーツ振興課	▶ スポーツセンター個人開放事業（バスケットボール・バレーボール・バドミントン・卓球） ▶ 総合体育館個人開放事業（バスケットボール・バドミントン・卓球） ▶ きらっと個人開放事業（バスケットボール・ソフトバレーボール・バドミントン・卓球・社交ダンス） ▶ 屋外施設（向台グラウンド又は市民公園グラウンド）開放事業（サッカー） 上記の事業は指定管理者が実施予定	▶ スポーツセンター個人開放事業（バスケットボール・バレーボール・バドミントン・卓球） ▶ 総合体育館個人開放事業（バスケットボール・バドミントン・卓球） ▶ きらっと個人開放事業（バスケットボール・ソフトバレーボール・バドミントン・卓球・社交ダンス） ▶ あそびバ（幼少期の子どもを対象とした運動・あそびを中心に習得できるイベント） ▶ 屋外施設無料開放（向台グラウンド） 上記の事業を指定管理者が実施した。	A
					第12条	みどり公園課	「下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用計画」に基づき、一般開放及び四季折々のイベントを行い、子どもたちも含めた市民の皆さんに、市内にある貴重な自然を活用してもらえよう検討していく。	「下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用計画」に基づき、年間24回の一般開放及び四季折々のイベントを年間4回行い、子どもたちにとっても地域の文化・自然を感じられる居場所として楽しめるような事業を実施した。	A
		06	重-4	学校等の活用による放課後の居場所の充実	第12条	児童青少年課	引き続き社会教育課及び学校施設開放運営協議会と連携し、放課後の居場所について検討する。	各小学校での放課後子ども教室が、徐々に活発化されると同時に、学童クラブとの連携の機会も増加した。学童クラブ在籍児童が利用できるよう社会教育課及び学校施設開放運営協議会と調整を行った。また、放課後子ども教室の時間を使い「遊びの教室」を実施し、運営の活性化に協力をした。	A

基本方針	（節） 施策	施策No.	重点	施策・事業名	子ども 条例	後期計画 担当課	今後（令和6年度）の課題・取組予定	取組実績（令和6年度）（1）事業の評価	自己 評価
	1-2-2	06	重-4	学校等の活用による放課後の居場所の充実	第12条	社会教育課	▶全小学校において放課後子供教室事業を推進し、学校施設を活用した子供の安全・安心な居場所の充実を図る。 ▶学習活動の機会提供の実施校数を継続的に実施するとともに、多様な団体と協働しながら実施していく。 ▶放課後子供教室事業と地域生涯学習事業の事業目的や位置づけの整理を行いながら、市内小学校施設において、地域生涯学習を実施し、子供の居場所づくりに取り組む。	▶全小学校において放課後子供教室事業を推進し、学校施設を活用した子供の安全・安心な居場所の充実を図った。 ▶学習機会の機会提供の実施校数においても全18校で実施に至った。さらには、令和5年度と比較して実施日数が22日の増加となり、様々な団体と協働して実施となった。	A
		07		各地域に小さい拠点（居場所）づくりの推進	第4条 第5条 第7条 第12条	地域共生課	地域活動拠点利用団体同士の交流を図り、積極的な活用を促す。	各拠点の利用団体を対象とした懇談会および大掃除を企画し、交流と意見交換の機会を設けた。拠点の利用促進のためホームページ等で広報を行い、子ども食堂や子育て相談など、子どもやその家族の居場所の増加に繋がった。	A
		08	重-6	おとなの利用が中心となる施設に子どもの居場所併設の実施	第12条	総務課 危機管理課 （R5年度～）	▶保谷庁舎については、自然を感じられる居場所として引き続き一時開放を継続する。 ▶田無庁舎については、庁舎自体には引き続き子どもの遊び場確保が困難であるため周辺施設も含めた敷地内での子どもの遊び場確保について検討を図る。	▶田無庁舎内で子どもの遊び場確保が困難であり、周辺施設も含めた子どもの遊び場確保について達成できなかった。 ▶田無庁舎2階ロビーにおいて子どもを含めた市民のくつろげる場所として、椅子とテーブルの設置台数を増やした。また、環境保全課が実施した夏季期間のクールシェアスポットとして、1階と2階ロビーを市民利用に提供した。 ▶保谷庁舎については、自然を感じられる居場所として引き続き一時開放を継続する。	B
						文化振興課	継続して実施する。	コール田無：ピッコロ広場（乳幼児交流施設）を併設している。	
						公民館	▶令和5年度末において田無公民館ロビーのみ、公衆無線LAN（フリーWi-Fi）が整備されている。令和6年度に、他の5館のロビーにも公衆無線LAN（フリーWi-Fi）を設置し、子どもの居場所としての環境を整える。 ▶引き続き、芝久保公民館で夜間個人学習支援試行事業を実施する。	▶設置済みの田無公民館を除く5館のロビーに公衆無線LAN（フリーWi-Fi）環境を整備した。各館、小学生、中高生が放課後の居場所や学習スペースとして活用している。 ▶芝久保公民館で夜間個人学習支援試行事業を実施した。	
		09		新・放課後子ども総合プランに基づく居場所の検討	第12条	児童青少年課	引き続き社会教育課及び学校施設開放運営協議会と連携し、放課後の居場所について検討する。	各小学校での放課後子ども教室に学童クラブ在籍児童が利用できるよう社会教育課及び学校施設開放運営協議会と調整を行った。また、放課後の居場所について社会教育課と検討を行った。	A
						社会教育課	今後においても学童クラブとの連携については、西東京市行動計画に基づき、連携校増加に努めていく。引き続き児童青少年課と連携しながら、連携校の拡大に取り組んでいく。		
						文化振興課	継続して実施する。	▶市民まつりについて、西東京市民まつり実行委員会と連携し、子どもたちがより楽しめる取組である子どもゾーンの拡充を行った。 ▶保谷こもれびホールの指定管理者が、子どもたちを対象とした事業を9事業を実施し、3,057人が参加した。	

基本方針	（節）	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例	後期計画担当課	今後（令和6年度）の課題・取組予定	取組実績（令和6年度）（1）事業の評価	自己評価
	1-2-2	10		子ども向けの芸術・文化・スポーツの振興	第11条	スポーツ振興課	▶10月（スポーツの日）に市民スポーツまつりを実施予定。 ▶秋に少年野球大会、少年サッカー大会を実施予定。 ▶6月・12月に早稲田大学野球教室を実施予定。 ▶2月にリレーマラソン大会を実施予定。 ▶スポーツ推進委員主管事業として、ドッジボール事業を7月に小学生3・4年生対象、2月に小学生5・6年生対象で実施予定。 ▶指定管理者主催事業として、親善ジュニア野球教室（夏季）スポーツフェスティバル（11月）、ジュニアサッカー教室（12月）等、自主事業を実施予定。 ▶その他各種教室を通年で実施予定。	▶10月14日（スポーツの日）に市民スポーツまつりを実施 ▶秋に少年野球大会、少年サッカー大会を実施 ▶6月・12月に早稲田大学野球教室を実施 ▶スポーツ推進委員主管事業として、ドッジボール事業を7月に小学生3・4年生対象、2月に小学生5・6年生対象で実施。 ▶7月に指定管理者主催事業として、東京ドーム親善ジュニア野球教室を実施。 ▶11月に「スポーツフェスティバル」を実施実施 ▶12月に李忠成さんのよるサッカー教室を実施 ▶1月に「親子で工作」を実施 ▶2月にリレーマラソン大会を実施 ▶その他各種教室を通年で実施した。	A
						公民館	子ども及び子どもとその保護者を対象とした多様な事業を実施する。	▶子どもとその保護者対象の文化・芸術・スポーツに関する事業 5事業・延べ25回実施 - 陶芸、藍のたたき染め、百人一首、二胡、ポッチャ ▶青少年対象の文化・芸術・スポーツに関する事業 5事業・延べ44回実施 - K-POPダンス、中学生ボランティア活動、中高生が企画する小学生向け防災講座、夏休み青少年ウィーク、軽音講座	A
						図書館	【課題】 YA世代が参加しやすい日程（開催時期・時間）の調整 【取組予定】 ・一日図書館員 ・図書館バックヤードツアー ・児童向け参加型行事の実施 ・YA向けワークショップ「消しゴムはんこ教室」 ・YA向け「子ども電子図書館を使ったビブリオバトル」 ・児童・YA向け自由研究応援企画『自分だけの誕生日新聞をつくろう』	▶課題としていたYA世代が参加しやすい日程調整として、夏休みや春休みを設定し、実施した。 ・一日図書館員 参加者65名（小学生59名・中学生6名） ・図書館バックヤードツアー（中央図書館12月26日・12名参加）ひばりが丘図書館（12月26日・23名参加） ・「いっしょにあそぼうわらべうた」（各日全2回）10月20日 16名参加、令和7年2月2日 25名参加 ・YA向けワークショップ「消しゴムはんこで自分だけの蔵書印をつくろう！」7月27日・28日 18名参加 ・ワタシに響いた「1行」の読書会。一大切な1行でビブリオトークー 令和7年3月15日 9名参加 ・自由研究応援企画『自分だけの誕生日新聞をつくろう』 51名参加 ・MUFG PARK 1st Anniversary（1周年記念イベント）6月23日 18名参加（1、2歳向け保護者を含む） 22名（3歳以上保護者を含む） ・「Play day with Good Books and Toys ～絵本とおもちゃで世	A
		11		音楽練習室等活用 の推進	第12条	児童青少年課	▶引き続き、音楽関連事業を実施する。 ▶音楽練習室については、利用者数を増やすため、効果的な利用申込方法を検討する。	▶中高生プロジェクト等、音楽関連事業を実施した。 ▶音楽練習室については基本的には人数制限をせずに、利用を受け入れた。	A
						文化振興課	継続して実施する。	コール田無：ピッコロ広場（乳幼児交流施設）を併設している。	A

基本方針	(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例	後期計画担当課	今後(令和6年度)の課題・取組予定	取組実績(令和6年度)(1)事業の評価	自己評価		
		12	重-6	図書館の子どもスペースの充実	第12条	図書館	引き続き、中高生のニーズを積極的に取り入れながら、新しい情報に留意し、資料の購入を進め、中高生が活用しようと興味・関心を持つ魅力ある書架づくりを継続する。	中央図書館では、保谷中学校の図書室と連携し、館内に同校図書委員会によるおススメ本の展示コーナーを設けた。 保谷中学校前期図書委員コラボ展示 10月16日～11月30日 保谷中学校後期図書委員コラボ展示 令和7年1月24日～2月28日	A		
		13		読み聞かせ実演者育成事業の推進	第7条	図書館	年度当初は、1～5期へのフォローアップ講座を予定していたが、6期新規募集に変更予定	▶新規ボランティアの育成を実施できた ▶6期おはなし会ボランティアの養成講座を実施した。	A		
		14		「総合型地域スポーツクラブ」事業の推進	第12条	スポーツ振興課	補助金の交付（ココスポ東伏見）や、市報やホームページを通じてクラブ（にしはらスポーツクラブ、ココスポ東伏見）の事業をPRするなど、両クラブの活動を支援する。	補助金の交付（ココスポ東伏見）や、市報やホームページを通じてクラブ（にしはらスポーツクラブ、ココスポ東伏見）の事業PR、生涯スポーツ推進事業を委託するなど、両クラブの活動を支援した。	A		
		15		身近にボール遊びのできる場所の検討	第12条	児童青少年課	継続して実施する。	学校施設の放課後等で利用できる時間帯を調整を行い、多くの子どもが、安全にボール遊びを楽しめるよう工夫した。	A		
						スポーツ振興課	健康広場、芝久保運動場、市民公園グラウンドでの個人開放事業（指定管理者）を実施予定	向台グラウンド、健康広場、芝久保運動場での個人開放事業（指定管理者）を実施した。	A		
						みどり公園課	引き続き、まり遊びについての周知に努めていく。	ルールを守って公園を利用してもらうため、看板設置などにより、まり遊びについて周知を行った。	A		
		2 おとな(親)になることを支える									
		2-1 心身及び経済的な自立									
			01			タバコ・違法薬物等・性感染症に対する正しい知識普及・啓発	第11条	健康課	▶がん教育をととして、タバコに関する正しい知識の普及啓発を引き続き実施する。 ▶性感染症に関する正しい知識の普及・啓発を引き続き実施する。	▶市内小学6年生を対象にしたがん教育において、タバコが健康におよぼす影響について講義し、正しい知識の普及・啓発に努めた。 ▶市報、ホームページを活用し、性感染症に関する正しい知識の普及・啓発に努めた。	A
								教育指導課	▶小学校体育科の保健領域及び中学校保健体育科の保健分野においてタバコ・薬物・性感染症に係る指導の在り方について工夫及び改善を図る。 ▶セーフティ教室や薬物乱用防止教室の在り方を工夫・改善し、健全育成の一層の推進を図る。 第12期青少年問題協議会において、協議会、専門部会を開催し、その中で活動テーマについての調査、情報交換等を行う。	▶小学校体育科の保健領域及び中学校保健体育科の保健分野においてタバコ・薬物・性感染症に係る指導の在り方について工夫及び改善を図った。 ▶セーフティ教室や薬物乱用防止教室の在り方を工夫・改善し、健全育成の一層の推進を図った。 第12期青少年問題協議会において、協議会、専門部会を開催し、その中で活動テーマについてのヒアリングや情報交換を行うことができた。	A
2-1	02	重-5		社会的自立に困難を抱える子ども・若者を含む、子ども・若者に対する支援の検討	第9条	児童青少年課	第12期青少年問題協議会において、協議会、専門部会を開催し、その中で活動テーマについての調査、情報交換等を行う。	第12期青少年問題協議会において、協議会、専門部会を開催し、その中で活動テーマについてのヒアリングや情報交換を行うことができた。	A		
						児童青少年課	▶ひきこもりの所管については、健康福祉部地域共生課に移す。 ▶児童館、学童を利用する中で発見された問題を抱える家庭について、引き続き、教育機関や子ども家庭支援センターとの情報共有し、連携を行う。	▶ひきこもりの所管について、健康福祉部地域共生課に移した。 ▶児童館、学童を利用する中で発見された問題を抱える家庭について、教育機関や子ども家庭支援センターとの情報共有し、連携を行った。	A		

基本方針	(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例	後期計画担当課	今後(令和6年度)の課題・取組予定	取組実績(令和6年度)(1)事業の評価	自己評価
		03	重-7	青少年のしゃべる場の設定	第13条	児童青少年課	継続して実施する。	様々な機会をとらえて青少年が自分の考えや意見を言える場の提供に努めた。	A
		04	重-7	【新規】R2～青少年月間における事業実施	第4条	児童青少年課	継続して実施する。	各小学校区で地域活動をする育成会活動と、育成会が主体となって中学生ボランティアと共に開催する歩け歩け会の支援を行った。	A
		05	重-6	「子どもの貧困対策に関する大綱」に基づく支援の検討	第10条	子育て支援課	次期子育て・子育てワイワイプラン（令和7年度～令和16年度）に子どもの貧困対策計画を包含する形で検討し、策定する。	第3期子ども・若者てワイワイプラン（令和7年度～令和16年度）を子どもの貧困対策計画を包含する形で策定した。	A
		06		入所型施設退所後の支援の検討	第10条	子育て支援課	児童養護施設退所者への支援も検討する必要があるが、子どもから若者への切れ目のない支援に対応する部署が明確になっていないため、庁内での調整が必要である。	▶母子生活支援施設入所者に対し、退所後の自立を目標に支援を行った。 ▶児童養護施設退所者への支援について、新計画策定の中で担当課の調整を行った。	A
		07		学校教育全体を通して行うキャリア教育の推進	第10条	教育指導課	▶中学校における職場体験学等の工夫や改善を図り、キャリア教育の一層の推進を図る。 ▶児童・生徒がキャリア・パスポートの活用を通して、自己を見つめるとともに生き方を考えることができるよう指導の工夫・改善を図り、キャリア教育の充実を行う。 ▶キャリア担当者連絡会等を活用し、各学校の情報交換していく。	▶特別活動を充実させ、中学校における職場体験学習等の工夫や改善を図り、キャリア教育の一層の推進を図った。 ▶児童・生徒がキャリア・パスポートの活用を通して、自己を見つめるとともに生き方を考えることができるよう指導の工夫・改善を図り、キャリア教育の充実を行った。 ▶キャリア担当者連絡会等を活用し、情報交換を行った。	A
		08		乳幼児とふれあう場づくりの推進	—	幼児教育・保育課	職場体験の積極的な受入れを継続して行う。	職場体験などの受入れを行った。	A
						教育指導課	幼稚園、保育園との交流がより行えるよう年間指導計画の改善を図り、可能な限り交流を図っていくよう指導・助言を行う。	幼稚園、保育園との交流ができるよう年間指導計画の改善を図り、可能な限り交流を図った。	A
	2-1	09	重-7	子ども・若者の成長を社会全体で支える地域・社会づくり	第4条 第13条	児童青少年課	第12期青少年問題協議会において、協議会、専門部会を開催し、その中で活動テーマについての調査、情報交換等を行う。	第12期青少年問題協議会において、協議会、専門部会を開催し、その中で活動テーマについてのヒアリングや情報交換を行うことができた。	A
						児童青少年課	継続して実施する。	▶中高生年代プロジェクトは、令和6年度に引き続き会場開催にて実施し、会場には参加者のほか一般客も来場する形で開催した。 ▶育成会が主体となって中学生ボランティアと共に開催する歩け歩け会については、5年ぶりに実施することができた。	A
		10		犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える支援	—	地域共生課	保護司会への助成や社会を明るくする運動への協力を通じて、犯罪や非行防止の活動を支援する。	保護司会への助成や社会を明るくする運動への協力を通じて、犯罪や非行防止の活動を支援した。	A

基本方針	(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例	後期計画担当課	今後(令和6年度)の課題・取組予定	取組実績(令和6年度)(1)事業の評価	自己評価
	2-2 他者への理解とおとなの役割								
	01			小中学校での性教育の充実	第11条	教育指導課	学しい指導要領に基づいた指導を保健・体育科で指導を行っている。	学習指導要領尾に基づいた指導を保健・体育科で指導を行い、性教育の充実を図ることができた。	A
	02			性の尊重に向けた支援事業の検討		健康課	啓発周知等の取組について、関係機関と検討を図る。	性的区分にとらわれない形での多様化する育児の形態を前提として、ファミリー学級等の妊婦及びパートナーに対する講座を展開した。	B
						子ども家庭支援センター	支援が必要なケースに関して、ケース検討会議等にて検討実施していく。	要保護児童対策地域協議会にて、支援が必要なケースに関して、ケース検討会議等にて検討実施した。	A
	03			若い親世代への支援の実施	第5条	幼児教育・保育課	子育てについて、気軽に相談できる体制を維持し、引続き支援を図る。	▶子育てひろばでは、親同士が気軽に話し合い、子育てに関する相談や情報交換ができる場の提供に努めた。 ▶若年妊婦や若い保護者等に対し、関係機関と連携した対応を実施した。	A
						健康課	引き続き、若年層に対して、支援を実施する。	若年層の親たちが気軽に集い、意見交換し合えるような機会として、若年ママクラスを実施した。	A
						子ども家庭支援センター	継続して実施する。	▶子育てひろばでは、親同士が気軽に話し合い、子育てに関する相談や情報交換ができる場の提供に努めた。 ▶若年妊婦や若い保護者等に対し、関係機関と連携した対応を実施した。	A
	04			中学生のためのボランティア事業の推進	第13条	地域共生課	「夏！体験ボランティア」を開催し、ボランティア体験の機会を提供する。	▶「夏！体験ボランティア西東京2024」を実施した。活動先でボランティア体験をする機会の提供と、自宅などで作業するボランティア活動の取り組みの提供をした。 ▶「ボランティアのつどい」の中でボランティア体験コーナー設け、ボランティア活動に触れる機会を提供した。	A
						児童青少年課	継続して実施する。	育成会が主体となって中学生ボランティアと共に開催する歩け歩け会については、5年ぶりに実施することができた。	A
	05			高校生、大学生のボランティア活動支援事業の推進	第13条	地域共生課	▶「夏！体験ボランティア」を開催し、ボランティア体験の機会を提供する。 ▶ボランティア活動に関する情報提供を充実させ、様々な活動への参加のきっかけとなるよう取り組む。	▶「夏！体験ボランティア西東京2024」を実施した。活動先でボランティア体験をする機会の提供と、自宅などで作業するボランティア活動の取り組みの提供をした。 ▶「ボランティアのつどい」の中でボランティア体験コーナー設け、ボランティア活動に触れる機会を提供した。 ▶武蔵野大学2年生の見学実習として、事例検討や地域活動者との懇談会を実施した。	A
	06			インターンシップ制度による高校生、大学生の子育て体験の充実	第13条	幼児教育・保育課	実習生の受入れを継続し、さらに夏季臨時職員募集を案内し充実を図る。	保育士及び栄養士実習や武蔵野大の小児看護学実習の受入れを行うとともに、夏季臨時職員への応募者を募った。	A
						児童青少年課	継続して実施する。	各児童館での実習生受入を行った。	A

基本方針	（節）	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例	後期計画担当課	今後（令和6年度）の課題・取組予定	取組実績（令和6年度）（1）事業の評価	自己評価
		07		ボランティア活動の機会の充実	第5条 第7条	子育て支援課	子育てハンドブックを作成し、子育てサークルの活動や子育てに関連するボランティア活動の情報を提供する。	子育てハンドブックを作成し、子育てサークルの活動や子育てに関連するボランティア活動の情報を掲載した。市ホームページから電子ブックでの閲覧できるようにし、紙面以外からも情報がわかるように工夫した。	A
						地域共生課	▶「夏！体験ボランティア」を開催し、ボランティア体験の機会を提供する。 ▶ボランティア活動に関する情報提供を充実させ、様々な活動への参加のきっかけとなるよう取り組む。	▶「夏！体験ボランティア西東京2024」を実施した。活動先でボランティア体験をする機会の提供と、自宅などで作業するボランティア活動の取り組みの提供をした。 ▶「ボランティアのつどい」の中でボランティア体験コーナー設け、ボランティア活動に触れる機会を提供した。 ▶ホームページや広報紙でボランティア活動に関する情報を提供した。 ▶参加者の中で希望者に「ありがとうカード」や「活動証明書」を発行した。	A
		08		ボランティア保険等の加入の促進	第5条 第7条	地域共生課	▶ボランティア保険、行事保険について、広報紙、ホームページにて情報発信する。 ▶保険について、加入窓口を担っているが、保険取扱い者でないために保険の詳細の説明は禁じられている。	▶ボランティア保険、行事保険について、広報紙、ホームページにて情報発信した。（加入者数：3,455名）	A
		09		コミュニケーション力育成プログラムの検討	第13条	児童青少年課	継続して実施する。	中高生年代プロジェクトは、令和5年度に引き続き会場開催にて実施し、会場には参加者のほか一般客も来場する形で開催した。	A
		10		特化型児童館での地域若者交流事業の検討	第13条	児童青少年課	継続して実施する。	中高生年代プロジェクトは、令和5年度に引き続き会場開催にて実施し、会場には参加者のほか一般客も来場する形で開催した。	A
	2-2	11		地域行事等の活発化による子ども参加の推進	第13条	児童青少年課	引き続き、子どもたちが参加しやすい地域行事の活動を支援していく。	企画運営主体となる行事や地域でのまつりを実施し支援し、子どもたちが参加しやすい地域行事の活動を支援した。	A
						文化振興課	継続して実施する。	市民まつりについて、西東京市民まつり実行委員会と連携し、子どもたちがより楽しめる取組である子どもゾーンの拡充を行った。保谷こもれびホールの指定管理者が、子どもたちを対象とした事業を9事業を実施し、3,057人が参加した。	A
						スポーツ振興課	10月に市民スポーツまつりを実施予定	▶10月14日（スポーツの日）に市民スポーツまつりを実施 ▶11月9日、10日に実施した市民まつりのスポーツ体験ゾーンにおいて、様々な種目を体験できる場を提供した。	A
						社会教育課	引き続き「縄文の森の秋まつり」の実施を行い、子ども参加の推進を図る。	令和6年10月13日、第18回したのや縄文の里秋まつりを現地開催した。下野谷遺跡の周知を目的とし、遺跡公園を活用し、専門家による下野谷遺跡から出土した遺物等の解説、縄文時代に関連した手芸や体験、実演の場を設け、約1,200名の来場者を記録した。歴史的・文化的環境資源としての遺跡について子どもが楽しみながら学習・体験できるように努めた。また、地元小学校での学習成果の発表の場としても活用してもらうことで、子供、保護者の参加を推進できた。	A

基本方針	（節）	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例	後期計画担当課	今後（令和6年度）の課題・取組予定	取組実績（令和6年度）（1）事業の評価	自己評価
		12		【新規】R2～情報リテラシーの育成と情報モラル教育の充実	第11条	教育指導課	▶ G I G A スクール推進教師研修会等で情報モラルについて研修や情報共有を行い、一層の充実を図る。 ▶ 道徳教育の充実を図り、情報モラルについても理解を深める。	▶ G I G A スクール推進教師研修会等で情報モラルについて研修や情報共有を行い、一層の充実を図る。 ▶ 道徳教育の充実を図り、情報モラルについても理解を深めた。	A
3 子育て家庭の支え合い									
		3-1 子育て意識の育成							
		01		父親の育児参加の推進	第5条	健康課	妊婦とパートナーと一緒に出産と育児にのぞめるよう、事業の実施方法を工夫しながら、継続して実施する。	ファミリー学級24回（12コース）実施。 2日制の両日ともにパートナーも参加できる体制で実施。父親のみ、母親のみに分かれて交流する場を設定し、父親同士のつながりを機会をつくった。	A
						子ども家庭支援センター	継続して実施する。	父親支援事業は「広場であそぼう」として再開し、内容を父親が参加しやすい、作品を作ったり、その工作の要素を取り入れた遊びを年9回実施した。	A
						協働コミュニティ課	男女平等推進センター事業及びパリテまつりでのパパ向けの子育て講座の実施や、情報誌などを活用して啓発を行う。	男女平等推進センター事業及びパリテまつりにおいて、父親向けバーンアート講座や、父親の子育てに関する講座を開催した。	A
		01		父親の育児参加の推進	第5条	公民館	▶ 保育付きの連続講座の中で、母親と一緒に父親も参加する回を設ける。 ▶ 父親と子どもを対象とした事業を実施する。 ▶ 父親も参加可能な日時に、子どもとその保護者を対象とした事業を実施する。	▶ 保育付きの連続講座の中で、母親と一緒に父親も参加する回を設けた。 3講座：延べ5回 ▶ 父親と子どもを対象とした事業を実施した。 1講座（3回）※各回ごとに募集。いずれも料理講座。 ▶ 父親も参加可能な日時に、子どもとその保護者を対象とした事業を実施した。 16事業、延べ37回（陶芸、藍のたたき染め、料理、理科、アート、コンサート、二胡、ボッチャ、セミ観察、工作、朗読、プラネ	A
							今年度は7月から隔月で実施する。	「しつけ」の後押し事業として、子育て広場で「いやいや期は親と子の成長期」と題して、子育てひろば職員と子ども家庭支援センターの職員と親子で交流をしながら話し合う形式で実施した。令和6年度は7月から隔月で5回開催。のべ大人26名、子ども27名の参加があった。	A
							男女平等推進センター事業及びパリテまつりでのパパ向けの子育て講座の実施や、情報誌などを活用して啓発を行う。	男女平等推進センター事業及びパリテまつりにおいて、親と子で参加できる講座や子育てに関する講座を複数回開催し、子育て中の親が参加した。	A
				子育て意識の啓発の推進	第5条	公民館	保護者や地域の大人を対象として、子育てや教育、子どもにかかわる課題に関する講座等を実施する。	子育てや教育、子どもにかかわる課題に関する講座を実施。5講座・延べ14回実施。 （子どもを取り巻く環境（学校教育）2件、思春期の子どもに向き合う、不登校、子どもの貧困）	A

基本方針	（節）	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例	後期計画担当課	今後（令和6年度）の課題・取組予定	取組実績（令和6年度）（1）事業の評価	自己評価
	3-1	03		子育てに関する情報提供の方法の検討	第5条	健康課	子育て世代が情報を得やすい方法を検討しつつ、アプリや事業の場で情報提供を実施する。	西東京市子育て応援アプリ「いこいこ」の活用や、各事業の場面等で子育てに関する情報提供に努めた。	A
						子育て支援課	子育てハンドブックを作成し、情報提供を行う。	子育てハンドブックを作成し、子育てに関する手当・助成、ひとり親家庭へのサービス、母子保健、保育園・幼稚園、その他市のサービス等の情報を掲載した。市ホームページから電子ブックでの閲覧できるようにし、紙面以外からも情報がわかるように工夫した。	A
		04		育児休業啓発の実施	第5条	協働コミュニティ課	東京都と連携しながらセンター内での事業紹介や情報提供に務める。また、「情報誌パリテ」などを通して情報提供を行う。	▶男女平等推進センターパリテの窓口に育児・介護休業法などが掲載されている「ポケット労働法2024」（編集：東京都産業労働局）を設置・配布した。 ▶東京ウイメンズプラザ発行の育児休業制度などが掲載された「パパとママが描くみらい手帳」を、パリテにて設置・配布した。	A
		05		子育てによる離職者の再雇用制度に対する情報提供の充実	第5条	産業振興課	①就職面接会＆対策セミナー 6年7月12日（金） ②就職支援セミナー 6月5日（水）～7日（金） 10月2日（水）～4日（金） ③地域連携型就職面接会in西東京 令和7年1月23日（木）	▶就職面接会＆対策セミナー 6年7月12日（金） ▶就職支援セミナー 6月5日（水）～7日（金） 10月2日（水）～4日（金） ▶地域連携型就職面接会in西東京 令和7年1月23日（木）	A
						協働コミュニティ課	女性活躍応援事業等で女性活躍推進をテーマにした講座を実施する。	▶東京しごとセンター多摩と共催で再就職を目指す女性向けのセミナーを開催した。 ▶女性活躍応援事業として、再就職を考えている市民向けのシリーズ講座を開催した。	A
		06	重-8	栄養・食生活に関する教育・相談の実施	第5条第11条	健康課	▶離乳食講習会を継続して実施する。 ▶栄養士による情報提供や相談支援を継続して実施する。	▶離乳食講習会18回実施。 ▶集団健診や相談事業で栄養士による情報提供や相談支援を実施した。	A
						幼児教育・保育課	子育て家庭が気軽に利用できるよう講習会や相談事業を継続して実施する。	▶地域子育て支援センターを中心に、離乳食講習会を実施した。 ▶講習会以外では、利用者の相談に栄養士や看護師、保育士が対応を図った。	A
						健康課	継続して実施する。	健康課、保育園、小学校の栄養士からなる西東京市栄養士連絡会において情報共有等を実施し、各施設で食育事業を展開した。	A
						幼児教育・保育課	引続き事業を継続し、食育の推進を図る。	保育所及び地域子育て支援センターにおいて、相談や情報提供を行い、試食会や食に関する講習会を実施するなど食育の推進を図った。	A

基本方針	（節）	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例	後期計画担当課	今後（令和6年度）の課題・取組予定	取組実績（令和6年度）（1）事業の評価	自己評価
		07		地域や家庭における食育の推進	第4条 第11条	産業振興課	「親子で収穫祭」を実施予定。	「親子で収穫祭」を実施。令和6年11月3日大根と里芋の収穫体験親子24組60人参加	A
						学務課	▶地場産農産物生産者との納入契約を教育委員会で一括して行うこと及び各学期ごとの作付けの情報共有を継続し、学校給食に、より多くの地場産農産物を取り入れることができるようにする。 ▶地場産農産物生産者と栄養士との意見交換会を開催し、令和7年度の給食費公会計化に向けての情報共有等を通じて、栄養士や地場産農産物生産者のそれぞれの視点から意見をいただき、地場産農産物を通した食への興味・関心を高められるよう取り組んでいく。	▶地場産農産物生産者との納入契約を教育委員会で一括して行うこと及び各学期ごとの作付けの情報共有を継続し、学校給食に、より多くの地場産農産物を取り入れることができるよう務めた。 ▶地場産農産物生産者と栄養士との意見交換会を開催し、令和7年度の給食費公会計化に向けての情報共有等を通じて、栄養士や地場産農産物生産者のそれぞれの視点から意見をいただき、地場産農産物を通した食への興味・関心を高められるよう取り組んだ。	A
		08	重-8 重-13	子育てに関する学習機会の充実	第5条	健康課	子育てに関する情報提供や、学習機会の提供等、引き続き実施する。	▶妊婦面談やファミリー学級、相談会や健診の機会では、育児に関する情報提供や相談支援を実施した。 ▶家庭訪問等の様々な場面で、育児に不安を抱える産婦やその家族に対して丁寧に支援を行った。	A
						幼児教育・保育課	継続して実施する。	地域子育て支援センターを中心に、子育て関連講座の事業を実施し、支援を図った。	A
	3-1	08	重-8 重-13	子育てに関する学習機会の充実	第5条	子ども家庭支援センター	継続して実施する。	▶西東京市私立幼稚園連絡協議会と共催し、子育て世代の保護者を対象とした講演会「子どもの自己解決力を育む」をタクトホームこもれびGARAFAREホールで実施し、110名の参加があった。 ▶市内在住の子育て中の保護者を対象とした子育て応援講座「子どもと親、気持ちの受け止めかた伝えかた」を住吉会館にて実施し、8名の参加があった。	A
						公民館	▶学習支援保育の実施により、育児期の女性の仲間づくりを支援する。 ▶保護者や地域の大人を対象として、子育てや教育、子どもにかかわる課題に関する講座等を実施する。	▶継続的な学習活動を行う自主グループに対して、申請に基づき、学習支援保育を実施。対象：7グループ 延べ97回 ▶子育て、教育に関する講座を実施した。18講座・延べ203回。（前記【家庭教育支援事業の推進】参照）	A
		09		地域の子育て意識の醸成	第6条 第7条	子育て支援課	子ども条例市民講座を開催するほか、市民まつり、ルピナスまつりなどのイベントに参加することで子ども条例について市民に対し広く普及啓発を行う。	子ども条例市民講座を開催するほか、市民まつり、ルピナスまつりなどのイベントに参加することで子ども条例について市民に対し広く普及啓発を行った。	A
						幼児教育・保育課	引続き各種事業を通じて、地域の子育て意識の醸成を図っていく。	地域子育て支援センターにおいて、子育てに関する講習会、交流事業等を通じて子育て意識の醸成を図った。	A

基本方針	（節）	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例	後期計画担当課	今後（令和6年度）の課題・取組予定	取組実績（令和6年度）（1）事業の評価	自己評価
						児童青少年課	継続して実施する。	子ども条例の啓発を行い、青少年育成会等と連携しながら実施した。また、乳幼児サークルの活動についても実施した。	A
		10		ワーク・ライフ・バランスを事業者へ普及する方策の検討	第5条	協働コミュニティ課	▶男女平等推進センター事業等でワーク・ライフ・バランスをテーマにした講座を実施する。 ▶東京都主催のワーク・ライフ・バランス講座の後援、共催を実施する。 ▶情報誌「パリテ」等で、ワーク・ライフ・バランスの啓発を行う。	・センターパリティの窓口に育児・介護休業法などが掲載されている「ポケット労働法2024」（編集：東京都産業労働局）を設置・配布した。 ・各自治体で作成した講座のチラシや情報誌を設置し、情報提供に努めた。 ・ワーク・ライフ・バランスをテーマとした講座を実施した。	A
	3-2 支え合いの場の充実								
	01			子育ての仲間づくり、子育てNPO・グループ等の支援の充実	第5条 第7条	幼児教育・保育課	各種事業を通じて、仲間づくりの支援を図っていく。	地域子育て支援センターにおいて、交流や講座を通じて仲間づくりの支援を図った。	A
						児童青少年課	継続して実施する。	子育て中の親が情報交換できる場づくりに努め、乳幼児サークルの活動についても実施した。	A
						子ども家庭支援センター	継続して実施する。	▶2か所の子育てひろばで気軽に集える親子の交流の場を提供した。 ▶登録している子育てサークル・団体に対し、住吉会館にある子育てグループ活動室の貸し出しを行った。 ▶住吉小学校の育成会わかば、住吉小学校、地域で活動している団体、住吉会館が連携し、地域の子どもや大人が参加し楽しむルピナスまつりを10月6日に開催し、1,135人が参加した。	A
						協働コミュニティ課	▶引き続き、子育て分野の活動しているNPO等が市民活動に参加しやすい環境の充実を図るため、市民協働推進センター「ゆめこらぼ」を活用していく。 ▶NPO市民フェスティバルや子育てフェスタ、市民協働企画提案事業等を生かして、市内子育て関係団体の連携を強化していく。	▶市民協働推進センター「ゆめこらぼ」のホームページや情報誌、NPO市民フェスティバル等を通じて、子育て分野のNPO等の情報提供やPRに取り組んだ。 ▶子育てフェスタ実行委員会を支援することで、市内子育て支援団体の連携を促進した。	A
						地域共生課	▶市内の子ども食堂、子どもの居場所づくり、対象を限定した子育て支援活動などにも目を配り、活動への参加やつながり作りを通して、活動支援を行っていく。 ▶子育て支援を行っている市民グループの活動を訪問し、適切な情報提供を通して、運営支援を行っていく。 ▶フードドライブについてもより一層の周知、広報に努める。	▶市内の子ども食堂を訪問し、運営面での相談に乗るなど運営支援を行いつつ、運営者及び参加者との関係性作りに努めた。 ▶子どもに関わる居場所活動を訪問し関係づくりをすると同時に、そこからの相談に対応した。 ▶ケース対応として、ほっとネット推進員と子どもの居場所について協議検討した（令和7年度実施に向け継続中）。 ▶フードドライブについて、関係部署と連携し、市内団体訪問時などにチラシを持参。事業広報に努めた。	A
	02	重-10		子ども総合支援センターにおける子育てグループの活動場所の充実と活動の推進	第7条	子ども家庭支援センター	継続して実施する。	▶登録している子育てサークル・団体に対し、子育てグループ活動室を提供し、活動継続を支援した。 ▶子育てグループ活動室利用団体に対して、子育てハンドブックにサークル情報の掲載を行った。	A

基本方針	(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例	後期計画担当課	今後(令和6年度)の課題・取組予定	取組実績(令和6年度)(1)事業の評価	自己評価
		03		子育てひろば事業の充実	第5条	幼児教育・保育課 児童青少年課 子ども家庭支援センター	引続き事業を継続し、関係課と連携しながら充実を図る。 継続して実施する。 継続して実施する。	▶地域子育て支援センターにおいて、広場開放及び子育て支援に係る事業を実施した。 ▶児童館との連携事業も行い充実を図った。 児童館での子育てひろば事業を実施し、親子で参加できるイベントの開催を通じて、同世代の親子との交流を支援した。 ▶市内2か所の子育て広場において、3歳までの乳幼児とその保護者に、絵本事業等32回実施。 ▶そのほか子育て広場職員による子育て支援事業等を実施した。	A A A
	3-2	04		保育園園庭開放の推進	第5条	幼児教育・保育課	継続して園庭開放を実施する。	各園での園庭開放、地域子育て支援センターでのひろば開放を行い、子育て中の親子が自由に利用できる時間を設け、交流の場の提供を図った。	A
		05		幼稚園、保育園における子育てに関する学習の機会の推進	第5条	子ども家庭支援センター 幼児教育・保育課	継続して実施する。 関係課と連携を図りながら、各種講習会を継続して実施する。	西東京市私立幼稚園連絡協議会と共催し、子育て世代の保護者を対象とした講演会「子どもの自己解決力を育む」をタクトホームこもれびGARAFAREホールで実施し、110名の参加があった。 地域子育て支援センターによる「赤ちゃんのつどい」、「離乳食講習会」等を関係課と連携を図りながら実施した。また、保育園では地域講座・試食会等をとおして情報を提供した。	A A
		06	重-8 重-13	育児・子育て相談事業の充実	第4条 第5条	健康課 幼児教育・保育課 児童青少年課 子ども家庭支援センター	育児や子育ての相談がしやすい取組について、検討しつつ引き続き実施する。 関係機関と連携し、相談事業の充実を図る。 地域子育て支援センターから遠いエリアでも、相談事業を実施する。 継続して実施する。 継続して実施する。	訪問相談や電話相談、面接等により、必要時に相談できる体制を整え、支援の実施に努めた。 ▶関係機関(健康課、子ども家庭支援センター)との連携を基に、地域子育て支援センター利用の保護者だけでなく、広く相談事業を行った。 ▶利用者支援に係る相談について対応した。 ▶切れ目ない支援のために要保護児童対策地域協議会の未就学部会に積極的に参加した。 育児・子育ての相談が出来る環境を整えることが出来た。 ▶のどか広場、ピッコロ広場を含む子ども家庭支援センターの窓口や電話等により、子育てに関する相談に対応した。 ▶土曜日は、電話相談を実施した。	A A A A

基本方針	（節）	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例	後期計画担当課	今後（令和6年度）の課題・取組予定	取組実績（令和6年度）（1）事業の評価	自己評価
		07	重-9	相談に関する情報提供の充実	第5条	健康課	情報を得やすいツールや機会の活用し、継続して実施する。	アプリの情報内容を随時更新し、関係部署との連携も図りつつ、妊娠出産、子育ての情報について提供できる体制整備を継続した。	A
						幼児教育・保育課	広く情報提供を行い、充実を図る。	▶ホームページやリーフレット、チラシ、地域子育て支援センターで作成した動画、SNS等により情報発信を行い、子育て支援の情報を提供した。 ▶乳幼児に係る公的機関を案内する資料を作成し、地域子育て支援センターに設置した。	A
	3-2	07	重-9	相談に関する情報提供の充実	第5条	子ども家庭支援センター	継続して実施する。	▶市報、ホームページ、リーフレット、子育てハンドブック等で子育て支援関連の情報を提供した。 ▶アスタビジョンや相談先が掲載された啓発品を配布し、子供家庭相談窓口の周知に努めた。 ▶関係機関への巡回訪問を通じて、相談先に関する情報提供を実施した。 ▶市内の小学生・中学生に対して児童虐待やヤングケアラーの意識啓発・相談先の周知のためのリーフレットを作成し、配布した。	A
		08		子育て相談担当者の研修事業の充実	第6条	健康課	多様な相談に対応できるよう、継続して実施する。	オンライン研修含め、外部研修への参加の他、症例検討会等を実施した。	A
						幼児教育・保育課	内外各種研修に参加し、人材育成を図る。	▶子育て支援の専門研修を受講し、人材のスキルアップを図った。 ▶地域の子育て相談担当者向けの研修を開催した。	A
		08		子育て相談担当者の研修事業の充実	第6条	子ども家庭支援センター	継続して実施する。	▶関係機関向けに児童虐待防止支援員養成講座・ヤングケアラー講座やテーマ別研修を開催した。 ▶児童館・学童職員、ファミリーサポートの職員へ研修を実施した。 ▶地域包括支援センターの職員にヤングケアラー研修を実施した。	A
		09	重-9	子育て家庭への情報提供の充実	第5条	秘書広報課	より効果的な情報提供ができるように、SNSの活用を推進する。	子育て家庭へ向けての効果的な情報発信を行うため、LINEセグメント配信を活用したピンポイントな情報提供や、LINEのリッチメニューに「子育て」のメニューを追加し利便性を高めた。	A
		09	重-9	子育て家庭への情報提供の充実	第5条	子育て支援課	子育てハンドブックを作成し、保育施設及び幼稚園利用者等に配布及びホームページに掲載することで情報提供を行う。	▶子育てハンドブックを作成し、保育施設及び幼稚園利用者等に配布及びホームページに掲載することで情報提供を行った。市ホームページから電子ブックでの閲覧できるようにし、紙面以外からも情報がわかるように工夫した。 ▶市公式LINEのメニューに「子育て」を追加できるよう庁内調整を行い、よりスムーズにLINEから子育てに関する情報がまとまっている健康課所管の子育て応援ページ「いこいこ」まで繋がるようにした。	A
						幼児教育・保育課	広く情報提供を行い、充実を図る。	▶ホームページやリーフレット、チラシ等により情報発信を行い、子育て支援の情報を提供した。 ▶離乳食の作り方や手の洗い方などの動画配信を行った。	A

基本方針	（節）	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例	後期計画担当課	今後（令和6年度）の課題・取組予定	取組実績（令和6年度）（1）事業の評価	自己評価
		10		外国語による広報活動の充実	—	文化振興課	▶ 令和6年度も配布・実施予定。 ▶ より広く情報を届けるしくみを引き続き検討する。	▶ やさしい日本語及び英語・中国語・韓国語による生活便利帳の冊子を配布した。QRコードを活用するなど、より広く情報を届けることができた。 ▶ 市報から必要な情報を抜粋し、やさしい日本語及び英語・中国語・韓国語に翻訳した「くらしの情報」を毎月1回市HPに掲載した。	A
	3-2	11		救急医療情報提供の充実	—	健康課	継続して実施する。	▶ 市報や市のホームページ、年1回全戸配布の西東京市健康事業ガイドに、休日の応急診療情報を掲載。 ▶ こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児医療証の申請時、妊娠届出時冊子に入れて情報提供を行った。	A
		12		子育てハンドブックの充実、子育て施設・遊び場マップ等の検討	第5条	子育て支援課	引き続き子育てハンドブックを作成し。子ども・子育てマップ及び公園の配置図を掲載する。	子育てハンドブックを作成し、当該ハンドブックに、お子さんと保護者の方が一緒に遊べる場所をはじめとする子育て施設やサービスのマップ（子ども・子育てマップ）及び小さなお子さん連れの保護者の方が集う公園の配置図を掲載した。市ホームページから電子ブックでの閲覧できるようにし、紙面以外からも情報がわかるように工夫した。	A
4 市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援									
4-1-1 子どもと家庭の支援									
	01	重-10		子ども総合支援センターの連携機能の充実	第4条 第5条 第8条	健康課	継続して実施する。	定期的に連絡会を持ち、連携や調整を継続した。	A
						幼児教育・保育課	関係機関との連携の強化を図る。	▶ 関係機関との会議や連絡会に参加し、連携を図りながら支援を行った。 ▶ 要保護児童対策地域協議会の未就学部会に参加し、関係機関とそれぞれの役割や支援のあり方について意見交換を行った。	A
						子ども家庭支援センター	▶ 今後も継続をする。 ▶ こども家庭センター設置による一体的な相談支援体制の構築のため、より母子保健と児童福祉の間で情報を共有できるようシステム改修を行う。	▶ 要保護児童対策地域協議会実務者会議（発達支援部会）において、教育委員会・健康課・障害福祉課・子ども家庭支援センターが、要保護児童等の支援等に反映させるため、情報交換等をした。 ▶ 教育委員会とシステム連携による情報共有を図ることにより、要保護児童等について迅速な対応につながるよう努めた。	A
	02			夜間養護等（トワイライトステイ）事業の検討	第5条	子ども家庭支援センター	継続して実施する。	現行のショートステイ事業の枠の中で対応が出来ていた。	A

基本方針	（節） 施策	施策No.	重点	施策・事業名	子ども 条例	後期計画 担当課	今後（令和6年度）の課題・取組予定	取組実績（令和6年度）（1）事業の評価	自己 評価
		03		休日保育・駅前保育の検討	第5条	幼児教育・保育課	休日保育については、運営や施設面において課題が大きく、待機児童解消に向けた施設整備を進めるなか、検討は難しい。	休日保育については課題が大きく検討には至っていない。	B
4-1-1	04			ホームヘルパー派遣事業の推進	第5条	子育て支援課	事業名「ひとり親家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進」に同じ	事業名「ひとり親家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進」に同じ	A
						地域共生課	産前産後等で希望される家事支援として調理の希望が多いが、協力会員で調理の支援ができる人が少ないため、活動につながらないことがあり、協力会員の確保が課題。 R6年度は、市内の子育て支援団体との情報交換会を予定している。複合的な課題を抱える家庭も多く、関係機関との連携した支援が必要。	▶協力会員の登録説明会の実施方法について、個別に登録対応を行うことで協力会員の確保に努めた。 ▶関係機関や団体と連携するきっかけ作りとして、「子育てを応援する人・団体のつどい」を開催。事業の周知や意見交換、情報交換を行うことができた。 昨年度より子育て世帯の登録が4件増。複合的な課題を抱える家庭や、親が疾患を抱える家庭への家事支援など依頼もあり、関係機関と連携しながら支援の提供を検討・実施する体制をとることができた。	B
		05		子どもの医療費の負担軽減	第5条 第11条	子育て支援課	引き続き負担軽減を図っていく。	全ての児童が平等に医療が受けられるよう自己負担の撤廃を国と東京都に引き続き要望をした。	A
		06		児童手当の実施	第5条	子育て支援課	令和6年10月から制度改正により、所得制限が撤廃され、高校生年代までの支給期間延長及び手当額の増額を実施し、子育て世代の経済的負担の軽減を図る。	▶制度改正による変更点をわかりやすくまとめ、新制度の周知を図った。 ▶市報やHP、ポスター等を活用し、新たに申請が必要となる世帯への案内を行った。受給者数の増加に迅速に対応し、適切な支給を行った。	A
		07	重-14	通学路・通園路の安全確保の充実	第11条	交通課	引き続き市内各小学校、保護者、地域住民等からの報告、要望等を踏まえて、通学路の交通安全対策を行う。	市内各小学校、保護者、地域住民等からの報告、要望等を踏まえて、通学路の交通安全対策（注意啓発看板等の設置）を行った。	A
						道路課	住民、保護者からの要望、関係課との調整及び未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等の結果を受け、通学路等の交通安全対策を行う。	住民、保護者からの要望及び未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等の結果を受け、交差点の赤塗装及び薄くなっていた車道外側線の再塗装等を行った。	A
						学務課	▶子どもの通学時の安全を確保するため、引続き通学路点検の実施や交通擁護員等による見守り活動を行っていく。 ▶通学路に面する土地開発等が立て続けに行われているため、関係部署・業者との事前の調整や学校への周知を徹底し、安全確保に努める。	▶子どもの通学時の安全を確保するため、通学路点検の実施や交通擁護員等による見守り活動を行った。 ▶通学路に面する土地開発等が行われる際は、関係部署・業者との事前の調整や学校への周知を徹底し、安全確保に努めた。	A
		08		親子施設見学会の検討	第5条	子育て支援課	人を多く集めて施設を訪問する方法は時勢になじまないため、施設所管課が様々な情報発信ツールを使って親子で利用できる施設等の紹介を行っていく。	ホームページのキッズページの「遊び場」「乳幼児コーナー」や子育て情報アプリの「おでかけ」ページなど、様々な情報発信ツールを使って施設所管課が親子で利用できる施設の紹介を行っていることをもって、本件の実施に代える。	A

基本方針	(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例	後期計画担当課	今後(令和6年度)の課題・取組予定	取組実績(令和6年度)(1)事業の評価	自己評価
		09		子どものための消費者教育の推進	第11条	協働コミュニティ課	▶消費生活展や消費生活講座などにより、親子で消費生活について学ぶ機会を確保していく。 ▶SNSや子どもの多く集まるイベント等を活用し、幅広い年代に対して啓発に努める。	▶夏休み親子対象の講座など、消費生活について学ぶ体験講座を実施したほか、市民祭りに出展し、子どもも学べる消費トラブルの防止やエシカル消費の啓発などを実施した。 ▶市HPのほか、公式LINE,Twitter等のSNSを活用し、若者に向けての消費啓発を実施した。	A
						教育指導課	国や東京都から配布されるリーフレット等を各校へ積極的に発信し、家庭科等で消費者教育の授業内容の充実を図る。	国や東京都から配布されるリーフレット等を各校へ積極的に発信し、家庭科等で消費者教育の授業内容の充実を図った。	A
		10		環境教育の推進	第11条	環境保全課	▶環境副読本「西東京市の環境」について、引き続き電子化で作成・配布する予定である。 ▶夏休み期間中に実施する講座は、例年通りに実施していく。また、その他親子向け講座も随時実施していく予定である。 ▶市内公立保育園を対象とした出前講座は、前期に「打ち水体験」を、後期には「ゼロカーボンシティ等の説明を含めた出前講座」を行う。	▶環境副読本「西東京市の環境」を電子版を更新し、市内の小学校に周知を行った。 ▶夏休み期間に、「夏休み自由研究2024(小学生参加者:260人)、環境フェスティバルにおいてエコ工作(子ども参加者:78人)を開催し、環境への関心を高めるきっかけづくりとなった。 ▶市内公立保育園10園を対象に職員が打ち水及び環境学習出前講座を行い、未就学児に環境への関心を持ってもらう機会となった。 ▶児童向けに都立高等学校生徒が講師となったペットボトルキャップを使用したキーホルダー作りの講座を開催した(参加者9名)。 ▶環境に対する意識啓発として小学5年生に環境エコカレンダーを配布した。 ▶環境に対する日常行動の変容を目的に、小学5年生に夏休みに環境家計簿をつけてもらい、二酸化炭素削減効果を市ホームページに掲載する。 ▶小学生親子を対象に、山梨県北杜市で、二酸化炭素の吸収源となる森林の整備の重要性などを学習する環境学習親子ツアーを開催した(参加者:西東京市親子19組※北杜市親子28人)。	A
						教育指導課	SDGsの研究指定校の研究成果を引き続き周知し、各校のESD教育の一層の充実を図る。	教育課程にESD教育を位置付け、教育活動全体を通して、環境教育の推進について取り組んだ。	A
		4-1-1	11	情報モラル教育の充実	第11条	教育指導課	各校においてタブレットの使い方や情報モラルについての課題を出し合い、課題解決のスローガンを決め、児童・生徒の情報活用能力を高める。GIGAスクール教育推進教師を中心にSNS等の使い方に関する情報等の指導の充実を図る。	▶GIGAスクール教育推進教師を中心に、各校においてタブレットの使い方や情報モラルについての課題を出し合い、課題解決のスローガンを決め、児童・生徒の情報活用能力を高めることができた。 ▶GIGAスクール教育推進教師を中心にSNS等の使い方に関する情報等の指導の充実を図ることができた。	A
							▶各学校において作成する学校安全計画の工夫及び改善を図り、発達段階に応じた交通安全教育の充実を図る。 ▶市内全小学校において保護者等と連携し、交通安全指導や見守り活動を継続して実施する。市立中学校では、スタントマンによる自転車安全教室(スクエアドストレイト)の実施を継続し、地域住民の参加促進を図り地域と連携した交通安全教育を実施する。 ▶「安全教育プログラム」を活用し、安全教育の充実を図るとともに、児童生徒自身が危険を予測し回避する能力を身に付けられる指導の工夫・改善を行う。	▶各学校において作成する学校安全計画の工夫及び改善を図り、発達段階に応じた交通安全教育の充実を図った。 ▶市内全小学校においてPTAや保護者等と連携し、交通安全指導や見守り活動を継続して実施した。 ▶市立中学校では、スタントマンによる自転車安全教室(スクエアドストレイト)の実施を継続し、地域住民の参加促進を図り地域と連携した交通安全教育を実施した。 ▶東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し、安全教育の充実を図るとともに、児童生徒自身が危険を予測し回避する能力を身に付けられる指導の工夫・改善を行った。	A

基本方針	（節）	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例	後期計画担当課	今後（令和6年度）の課題・取組予定	取組実績（令和6年度）（1）事業の評価	自己評価
		13		国際理解教育の推進	—	文化振興課	継続して実施する。	西東京市多文化共生センター（NIMIC）と共催し、4事業を実施した。 ①留学生ホームビジット ②日本語スピーチコンテスト、 ③外国から来た保護者のための小学校入学前説明会 ④子ども対象「多言語で楽しく！」	A
						教育指導課	外国語活動や外国語の授業、社会科や総合的な学習等を通して、世界の国々の人々とのオンラインでの交流や、我が国のよさについて調べ学習を通して理解を深める。	外国語活動や外国語の授業等を通して、世界の国々の人々とのオンラインでの交流や我が国のよさについて調べ学習を通して理解を深めた。	A
		14		幼・保・小・中学校の交流・連携の推進	第4条 第5条	幼児教育・保育課	引き続き幼稚園・保育園と小学校の連携をサポートする。	▶昨年度に引き続き、就学支援シートの配布について園長会で周知を図った。 ▶幼稚園からは指導要録を、保育園からは保育要録を、それぞれ小学校に提供するなど、連携を図っている。	A
						幼児教育・保育課	関係課と連携しながら、必要な支援を継続して実施する。	▶保育要録の提供、就学支援シートの配布などの必要な支援を行い、関係課との連携を図った。 ▶保育園児の散歩の際に小学校の校庭に立ち寄る形で交流を実施した。	A
	4-1-1	14		幼・保・小・中学校の交流・連携の推進	第4条 第5条	子ども家庭支援センター	継続して実施する。	▶幼稚園・保育園・小中学校の代表者が出席する要保護児童対策地域協議会実務者会議を行った。 ▶市内の幼稚園、保育園等を地区相談員が巡回し、気になる児童の情報共有を行った。 ▶全小中学校が学期ごとに開催する虐待防止のための外部委員会を要対協の部会に位置づけ、参加した。 ▶教育委員会との情報共有を図るためスクールアドバイザー会議を2回、スクールソーシャルワーカー会議を3回開催した。	A
						教育指導課	▶就学支援シートの活用に向けた周知を引き続き続けていく。 ▶教育支援システムの活用促進について引き続き学校へ周知していく。	▶就学支援シートについて西東京市HPに掲載し、周知を図った。また、HPから様式をダウンロードできるようにした。 ▶教育支援システムに就学支援シートを添付し、就学後の支援に活用していただけるよう小・中学校へ周知を図った。	A
						教育指導課	学校司書連絡会の充実を図り、情報交換や協議等を通じて、学校司書の一層の資質向上を図る。	学校司書連絡会の充実を図り、研修会や情報交換、協議等を通じて、学校司書の一層の資質向上を図った。	A

基本方針	(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例	後期計画担当課	今後(令和6年度)の課題・取組予定	取組実績(令和6年度)(1)事業の評価	自己評価
		15		図書館・学校図書館のネットワーク化の推進	第13条	図書館	【取組予定】 ▶配本及び回収車の定期的な運行。団体貸出の実施。学校司書への支援 ▶施設見学、職場体験の実施 ▶図書館の推薦図書年齢別リスト作成、学校配布 ▶過去の夏休みすいせん図書から図書館が選んだ資料を30冊1セットにし、希望する市内小中学校及び、児童館・学童クラブに貸出した。 ▶学校司書連絡会への参加 ▶市内中学3年生対象「卒業お祝いメッセージカード」配布 ▶除籍資料の配布	▶配本及び回収車の定期的な運行（運行回数5 1回）団体貸出の実施。学校司書への支援 ▶施設見学（小学生1,431名17校、中学生20名1校・学童クラブ1施設、小学生3名）、職場体験76名（中学生73名、高校生3名） ▶過去の夏休みすいせん図書から図書館が選んだ資料を30冊1セットにし、希望する市内小中学校に貸出した。 ▶学校司書連絡会への参加 ▶市内中学3年生対象「卒業お祝いメッセージカード」配布 ▶除籍資料の配布	A
		16		【新規】R2～親子で参加できる地域行事の開催	第5条	児童青少年課 文化振興課 スポーツ振興課 社会教育課	引き続き、親子で参加しやすい地域行事の活動を支援していく。 継続して実施する。 10月に市民スポーツまつりを実施予定 昨年度に引き続き各種取り組みを継続し、子ども参加の推進を図る。	「むくのきまつり」や児童館・児童センターにおいて、親子で参加できる地域イベントや、乳幼児サークルの活動についても実施した。 ▶市民まつりについて、西東京市民まつり実行委員会と連携し、子どもたちがより楽しめる取組である子どもゾーンの拡充を行った。 ▶保谷こもれびホールの指定管理者が、子どもたちを対象とした事業を9事業を実施し、3,057人が参加した。 ▶どんど焼きや和太鼓など、地域の伝統文化継承事業に対する補助金を交付し、子どもも含め、地域へ伝統文化の継承を行うとともに、子どもの文化芸術事業補助金を新設し、子どもを含めた文化芸術事業の充実を図った。 ▶「対話による美術鑑賞」事業の地域活動として、市民向けの事業を実施し、延べ111人が参加した。 ▶10月14日（スポーツの日）に市民スポーツまつりを実施 ▶11月9日、10日に実施した市民まつりのスポーツ体験ゾーンにおいて、様々な種目を体験できる場を提供した。 ▶指定管理者によるモルックフレンドリー大会の実施 ▶「したのや縄文の里 秋まつり」（10月13日：参加者約1,200名）や「保谷のアイ」（11月3日：参加者約350名）など子どもや親子が参加できる事業を実施した。また、市民祭りにも参加し、土器の実物などを展示した。 ▶親子が興味を持ち、参加しやすいように企画や見せ方を工夫したことでアンケートなどでも高評価を得た。	A A A A

基本方針	(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例	後期計画担当課	今後(令和6年度)の課題・取組予定	取組実績(令和6年度)(1)事業の評価	自己評価
		4-1-2	障害のある子どもを育てる家庭への支援						
		01	重-13	相談から、フォローアップまでを行う事業の展開	第4条 第5条	健康課	▶児童発達支援センターとして中核機能の強化を図る。 ▶地域の障害児の発達支援の入り口としての相談機能を果たす ・巡回相談の効果的な充実を図るため、専門職の活用等検討し、試行する。 ・学童クラブの巡回に同行する。 ▶地域の障害児通所支援事業所との連携を図る。 ・児童発達支援事業所連絡会の開催 ・公開講座等の効率的な実施 ▶地域のインクルージョンの中核としての機能をもつ ・児童発達支援事業利用児の園訪問を実施する。 ・保育園研修を受け入れる。	▶児童発達支援センターとして中核機能の強化を図った。 ▶地域の障害児の発達支援の入り口としての相談機能を果たした。 ・巡回相談の効果的な充実を図るため、経験豊富な人材での実施を施行した。 ・学童クラブの巡回に同行した。また、ひいらぎの機能についての説明として、学童クラブの職員に講座を行った。 ▶地域の児童発達支援事業所と連携を図った。 ・児童発達支援事業所連絡会を開催した。 ・公開講座や療育の公開を行い、地域の発達支援の質の向上を図った。 ・市内の全児童発達支援事業所 ▶地域のインクルージョンの中核としての機能をもつよう務めた。 ・児童発達支援事業利用児の園訪問を実施した。 ・公立保育園研修(1週間及び1日×2回)を受け入れた。	A
						子ども家庭支援センター	継続して実施する。	▶要保護児童対策地域協議会実務者会議で要支援児童等についての情報共有を行った。 ▶個別のケース検討会議により、連携支援を行った。	A
		02		障害のある子どもの療育・リハビリ機能の充実	第5条	健康課	▶幅広い発達段階及び多様な障害特性に応じた専門的な発達支援・家族支援を提供する。 ・児童発達支援事業等療育に関する事業は、引き続き実施する。 ・療育内容を見直し、プログラムを公表する。 ・研修を継続し、より充実させる。	▶幅広い発達段階及び多様な障害特性に応じた専門的な発達支援・家族支援を提供した。 ・児童発達支援事業等療育に関する事業は、集団、個別共に実施を継続した。 ・療育内容を見直し、プログラムをホームページに公表をした。 ・研修を継続し、療育の質の向上を図った。 ・ひいらぎ利用者に対して、児童発達支援事業所説明会を行った。	A
		03		障害のある子どもの療育・教育相談・就学相談事業の推進	第5条	障害福祉課	就学後のサービスの説明の機会等を通じて、就学後の相談先等を周知し切れ目ない支援を受けられるよう働きかけを行っていく。	就学後のサービスの説明の機会等を通じて、就学後の相談先等を周知し切れ目ない支援を受けられるよう働きかけを行った。	A
						健康課	▶児童発達支援センターとして、児童発達支援事業所に就学に関する情報を提供する場を設ける。 ▶他機関との連携の中で、学齢児の支援に着手する。	▶児童発達支援センターひいらぎでは、利用保護者に対して就学相談説明会を実施した。 ▶特別支援学級および特別支援教室の説明会、見学会を各学校の協力を得て実施した。 ▶児童発達支援事業所連絡会にて、事業所職員に対して就学に関する情報を提供する場を設けた。 ▶児童青少年課との連携の中で、一部の学童クラブの	A
						教育支援課	▶引き続き、市立保育園及び公設民営保育園に心理アドバイザーを派遣し、早期対応への助言を行うとともに、要請に応じて市内就学前機関に訪問して助言・指導を行う。 ▶教育相談センターにて、心理アドバイザーによるアセスメントと心理療法等、早期に適切な支援を開始できるよう取り組む。	▶市立保育園及び公設民営保育園に心理アドバイザーを派遣した。 ▶私立幼稚園からの依頼を受け、心理アドバイザーが園に出向き、園児の行動観察と職員への助言を行った。 ▶教育相談センターにて、心理アドバイザーによるアセスメントや心理療法を行った。	A

基本方針	（節） 施策	施策 No.	重点	施策・事業名	子ども 条例	後期計画 担当課	今後（令和6年度）の課題・取組予定	取組実績（令和6年度）（1）事業の評価	自己 評価
	4- 1-2	03		障害のある子どもの療育・教育相談・就学相談事業の推進	第5条	学務課	- 市内の保育園・小学校・中学校に対して就学相談に関するリーフレットを配布し、相談の周知を行う。 - こどもの発達センターにて就学相談説明会を実施し、保護者への直接的な周知をすると共にこどもの発達センターとの連携を図る。 - 相談件数の増加が見込まれるが、引き続き保護者の気持ちに寄り添い、丁寧な相談に努める。	- 市内の保育園・小学校・中学校に対して就学相談に関するリーフレットを配布し、相談の周知を行った。 - こどもの発達センターにて就学相談説明会を実施し、保護者への直接的な周知をすると共にこどもの発達センターとの連携を図った。 - 相談件数が増加したが、保護者の気持ちに寄り添い、丁寧な相談に努めた。	A
		04		障害児保育の充実（入所型と通所型の障害児保育の充実と推進）	第5条	幼児教育・保育課	継続して障害児を受入れ、巡回相談、研修を行い必要な支援を図る。	- 各保育園で受入れている障害児について、関係機関と連携を図り、公立保育園の巡回相談を13園×2回チャイルドフッド・ラボが実施した。 - 障害児保育についての理解を深めるための研修を開催した。	A
						児童青少年課	継続して実施する。	- 児童館ではノーマライゼーションの理念に基づき、健常児同様に障害児も受け入れている。 - 学童クラブにおいては、引き続き小学6年生までの障害児の受入れを行った。	A
		05		障害児の幼稚園入園に対する支援の推進	第5条	幼児教育・保育課	障害のある子どもを受け入れている幼稚園に対して、特別支援教育事業補助金を交付することにより、受入れの支援及び促進を図る。	昨年度に引き続き、障害のある子どもを受け入れている幼稚園に対して、特別支援教育事業補助金を交付することにより、受入れの支援及び促進を行った。	A
		06		障害児の放課後等の居場所の充実	第5条 第12条	障害福祉課	障害のある子どもたちが、放課後や休日に充実した時間が持てるよう、放課後等デイサービス事業の充実を図るため、事業所の新規参入に向け、民間事業者に対する情報提供等の支援を行う。	障害のある子どもたちが、放課後や休日に充実した時間が持てるよう、放課後等デイサービス事業の充実を図るため、事業所の新規参入に向け、民間事業者に対する情報提供等の支援を20件行った。	A
						児童青少年課	継続して実施する。	- 児童館ではノーマライゼーションの理念に基づき、健常児同様に障害児も受け入れている。 - 学童クラブにおいては、引き続き小学6年生までの障害児の受入れを行った。	A
		07		障害児のいる家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進	第5条	子育て支援課	育児支援訪問事業において、家事援助等の支援を実施する。	- 障害児のいる家庭かどうかに関わらず、ひとり親対象のホームヘルパー派遣を継続して実施した。 - 子ども家庭支援センターの育児支援訪問事業において令和6年度については障害児のいる世帯への訪問実績はなかった。	A
		08		施設緊急一時保護事業の実施	第5条	障害福祉課	東京都の補助制度を活用し、事業者への委託により事業を実施する。	東京都の補助制度を活用し、事業者への委託により事業を実施した。（利用実人数：5人）	A

基本方針	（節） 施策	施策 No.	重点	施策・事業名	子ども 条例	後期計画 担当課	今後（令和6年度）の課題・取組予定	取組実績（令和6年度）（1）事業の評価	自己 評価
	4- 1-2	09		障害児を育てる親 のレスパイトケア機 能の実施	第5条	障害福祉課	障害者総合支援法に基づき、短期入所事業や就学児童の日中一時支 援事業、重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業を実施する。	障害者総合支援法に基づき、短期入所事業や就学児童の日中一時支 援事業、重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業を実施した。 （短期入所/利用実人数：165人 日中一時支援/利用実人数：76人 重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業/実利用人数3人）	A
		10		特別支援教育の充 実	第4条 第5条 第6条 第10条	学務課	特別支援へのニーズが高まっている中で、就学支援委員会審議件数 は近年増加傾向にある。業務の効率化や、就学支援委員会のスムー ズな進行に努めながら、ひとりひとりの適切な支援の場を検討して いく。	小・中学校特別支援対象者への審議を就学支援委員会を通じて行っ た。	A
		10		特別支援教育の充 実	第4条 第5条 第6条 第10条	教育指導課	▶教育支援システムによる個別の教育支援計画や個別指導計画の作 成・活用について、小・中学校へ周知する。 ▶個別の教育支援計画や個別の指導計画等の運用や運営体制につい て課題等を整理し、より良い運営体制のあり方を検討する。	▶教育支援コーディネーター連絡会（年4回）や、特別支援教室専 門員研修会（年1回）において、教育支援システムによる個別の教 育支援計画や個別指導計画の作成・活用について、小・中学校へ周 知を行った。 ▶作業部会で個別の教育支援計画や個別の指導計画等の運用や運営 体制について課題等を整理し、より良い運営体制のあり方を検討し た。また、特別支援教室入室までの流れと、入室後の流れのフロー 図を改訂した。	A
		11		特別支援学校の充 実及び市外にある 特別支援学校への 通学者に対する取 組みの充実	第5条	障害福祉課	特別支援学校高等部の2～3年生については、個別に卒業後の福祉 サービスについての説明・相談を行う。	特別支援学校高等部の3年生及びその保護者に対し、個別に卒業後 の福祉サービスについての説明・相談を行った。	A
						関係各課			
		12		障害者、異年齢世 代との交流事業の 推進	第5条 第6条 第7条	障害福祉課	障害の有無や年代に関わらず、広く市民と交流する機会を提供する ため、障害者週間等に市内障害者団体等の活動紹介、作品の展示、 手作り品の販売等の機会の提供等のイベントを実施する。	12月の障害者週間に、アスタ2階センターコートなどで、市内障害 者団体等の活動内容紹介や作品の展示、手作り品の販売を実施し た。 市民の間に障害や障害者についての関心を深めるとともに、プラス スポーツ周知や障害理解の促進を図ることを目的としたイベントを開 催した。	A
						幼児教育・ 保育課	継続して事業を実施し、交流を図る。	一時保育や地域交流事業において、障害のある児童や高齢者との交 流を図った。	A
						児童青少年 課	継続して実施する。	▶児童館ではノーマライゼーションの理念に基づき、健常児同様に 障害児も受入れている。 ▶学童クラブにおいては、引き続き小学6年生までの障害児の受入 れを行い、健常児、障害児の隔てなく、異年齢での交流を行った。	A
						健康課	▶保育園交流は園長会に働きかけ実施を進める。 ▶引き続き、ルビナスまつりへ参加し、世代間交流の場を作る	▶保育園交流を実施することができた。 ▶引き続き、ルビナスまつりへ参加し、世代間交流の場を作った。	A

基本方針	（節）	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例	後期計画担当課	今後（令和6年度）の課題・取組予定	取組実績（令和6年度）（1）事業の評価	自己評価
		13		障害児がいる世帯への手当（児童育成手当（障害手当）・特別児童扶養手当）の充実	第5条	子育て支援課	継続して実施する。	▶申請者に対して事業の周知を図り、必要な手続きの案内を十分に行うとともに、手当の支給を行った。 ▶窓口での案内時に現状を聞き取り、手当以外の事業へ積極的に繋げるよう心掛けた。 ▶受給者に対して所得状況届や障害状況届の提出等の適切な案内を行った。	A
		14		【新規】R2～医療的ケア児への支援の充実	第5条	障害福祉課	▶在宅レスパイト事業の周知と利用案内を継続する。 ▶短期入所の市内施設での受け入れ促進のため、連携と調整を行う。 ▶個別ケースについては、支援機関との連携を通じて、医療的ケア児と家族に必要な支援の充実を図る。	▶在宅レスパイト事業の周知と利用案内を継続した。 ▶短期入所の市内施設での受け入れ促進のため、連携と調整を行った。 ▶個別ケースについては、支援機関との連携を通じて、医療的ケア児と家族に必要な支援の充実を図った。	A
	4-1-3 多様な文化的背景（多文化）を持つ子どもと子育て家庭の支援								
		01		外国語を母語とする児童・生徒への日本語指導の充実	第10条	教育指導課	▶西東京市在住の外国人児童・生徒数が増加傾向にある。このことから今後、日本語指導を必要とする児童・生徒が増えていくものと考えられる。 ▶学校と連携し、日本語指導を必要とする児童・生徒へ安定した支援を行える体制を構築していく。	▶日本語適応指導員連絡会や研修会を実施し、日本語適応指導員と本事業の課題や効果的な指導方法について検討した。 ▶市立小・中学校に本事業の活用について周知し、日本語指導を必要とする児童・生徒に対して早期に適切な指導につながるができるように取り組んだ。	A
		02		外国語を母語とする児童・生徒へ個別に指導できる指導者の確保	第10条	教育指導課	日本語適応指導連絡会・研修会にて、日本語適応指導員の確保について協議していく。	▶日本語適応指導員連絡会・研修会にて、日本語適応指導員の確保について話し合い、多文化キッズサロンに在籍しているスタッフの中から優秀な人材を推薦してもらう形で増員を目指した。	A
		03		外国語パンフレットなどによる情報提供の充実	第5条	子育て支援課	健康課所管の子育て応援アプリいこいこにて、子育て世代支援の情報を多言語で提供する。	多言語（15言語）に対応している健康課所管の子育て応援アプリいこいこにて、子育て世代支援の全般的な情報を網羅して提供した。	A
						文化振興課	継続して実施する。	▶やさしい日本語及び英語・中国語・韓国語による生活便利帳の冊子を配布した。QRコードを活用するなど、より広く情報を届けることができた。 ▶市報から必要な情報を抜粋し、やさしい日本語及び英語・中国語・韓国語に翻訳した「くらしの情報」を毎月1回市HPに掲載した。	A
						学務課	「就学願」の記入例について、引き続き英語訳を付けたものを積極的に利用し、保護者への丁寧かつ正確な理解に努める。	外国籍児童生徒の保護者への案内として活用することにより、早期の提出を促すことが出来たと考える。	A
						ごみ減量推進課	引き続き「ごみ・資源物の出し方（外国語版チラシ）」の周知を継続し、活用してもらえるよう努める。	ごみの分別が分からない方に個別に指導を行うと共に、必要な方には「ごみ・資源物の出し方（外国語版チラシ）」を配布した。	A
		04		外国語本の整備の推進	第5条	図書館	【取組予定】日本語を母語としない市民ニーズを確認するため、市内日本語教室へのアンケートを実施する予定。	市内日本語教室へのアンケートを実施（回答率63.6%）	A

基本方針	（節） 施策	施策 No.	重点	施策・事業名	子ども 条例	後期計画 担当課	今後（令和6年度）の課題・取組予定	取組実績（令和6年度）（1）事業の評価	自己 評価
	4-1-3	05		外国語の翻訳サービス機能の充実	第5条	文化振興課	令和6年度も実施予定。 外国籍市民に有益な情報を、引き続き翻訳していく。	外国籍市民からの様々な相談に的確に対応していくため、タブレット端末を利用した通訳・手話サービスを提供した。	A
						秘書広報課	ホームページの外国語翻訳機能について、利用しやすいよう配慮する。	トップページ上部にリンクを配置し、利用しやすいレイアウト等に努めた。	A
		06		多文化を持つ子育て家庭の社会参加の促進	第5条	文化振興課	令和6年度も配布予定。 外国籍市民に有益な情報を、より広く届けるしきみを引き続き検討する。	やさしい日本語及び英語・中国語・韓国語による生活便利帳の冊子を配布した。QRコードを活用するなど、より広く情報を届けることができた。 市報から必要な情報を抜粋し、やさしい日本語及び英語・中国語・韓国語に翻訳した「くらしの情報」を毎月1回市HPに掲載した。	A
	4-1-4 ひとり親家庭の支援								
	4-1-4	01		母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進	第5条 第10条	子育て支援課	継続して実施する。	対象者に対して市報・HP等事業の周知を図り、ひとり親家庭の母及び父を対象に就業支援を行った。また、ひとり親関係の届出や相談の際にも困っていることや相談がないか丁寧に対応した。	A
		02		ひとり親家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進	第5条 第10条	子育て支援課	継続して実施する。	・ 従来通り、ひとり親関係手当の申請者へ制度案内を配布した。 ・ 利用(希望)者より質問を受けた点について、利用案内およびホームページをわかりやすく修正した。	A
						地域共生課	依頼があれば状況に応じて家事援助やファミリー・サポート・センター事業につなぎ、支援を実施する。必要に応じて関係機関と連携する。	住民参加型有償家事援助サービスにて、産前産後や育児者の体調不良時に家事援助を行うものだが、ひとり親家庭は1世帯の利用。市保健師と連携し、家事支援サービスを提供することができた。 関係機関や団体と連携するきっかけ作りとして、「子育てを応援する人・団体のつどい」を開催。事業の周知や意見交換、情報交換を行うことができた。	B
		03		母子・父子家庭自立支援給付金支給事業の推進	第5条 第10条	子育て支援課	引き続き個別のケースについて丁寧な対応に努める。制度の運用について、わかりやすい説明を工夫する。	毎月の手続きに来庁する対象者から、窓口で取り組み状況や生活様子、お子さんのことなど聞き取って助言するなど丁寧に取り組むことができた。複雑な手続きについてはあらかじめ文書にて通知するほか口頭でも説明し、理解して見通しが持てるよう配慮した。	A
		04		母子保護の実施	第5条 第10条	子育て支援課	入所者、施設と適切に関係しながら母子保護の実施に努める。新規ケースの対応についても丁寧に取り組む。	短期間で退所となるケースが複数あったが、施設での支援と支援員と利用者三者で話し合いながら退所することができた。引き続き心配のあるケースについて、地域の関係機関に引き継いだ。 入所中の変化に対応するため、関係機関との連携について丁寧に取り組んだ。	A
		05		ひとり親家庭等医療費助成事業の充実	第5条	子育て支援課	毎年1月1日の年度更新により、世帯の課税状況の有無によって、対象児童が自己負担の無いまたは、少ない子供の医療費の助成対象に切り替えることができるので、対象となる世帯には、申請漏れなど無いように周知を徹底する。	年度更新で課税状況により負担割合が増える場合があり、対象児童は負担割合の少ない子供の医療費の助成対象に切り替えられるので、対象世帯は申請漏れなく手続きを行った。	A

基本方針	(節) 施策	施策 No.	重点	施策・事業名	子ども 条例	後期計画 担当課	今後(令和6年度)の課題・取組予定	取組実績(令和6年度)(1)事業の評価	自己 評価
	4-1-4	06		母子・父子福祉資金貸付事業の充実	第5条第10条	子育て支援課	引き続き丁寧に対応していく。	・新規相談、継続の手続きを含め丁寧に対応した。奨学金給付減免制度の併用により件数は減少傾向だが、併用することで、当初貸付決定金額から貸付額が減額するケースが増加し、事務手続きが煩雑になるケースが増えたことと、支援の丁寧さが必要なケースが多く一件ごとの対応には手間がかかるようになってきている。滞納ケースについても引き続き相談支援が必要なことがあった。	A
							令和6年度の児童扶養手当現況届から従来の原則窓口提出を郵送提出も可とすることで、ひとり親家庭等の	対象者に対して事業の周知を図り、必要な手続きの案内を十分に行うとともに、手当の支給を行った。 窓口での案内時に現状を聞き取り、手当以外の事業へ積極的につなげるよう心がけた。 児童扶養手当に関して、郵送での現況提出を可能にすることで、提出率を上げた。また、必要書類の案内を分かりやすく、正確にすることで提出率を上げた。 現況届の提出について、記入例を作成し、記入箇所や記入方法を分かりやすくすることで、記入漏れやミスを減らすとともに、記入をしやすくした。	A
	4-2 保健・医療								
	01	重-13		訪問型相談の充実	第4条第5条第8条第11条	健康課	訪問型の支援については、安心して受けられるよう、引き続き周知を図り実施していく。	▶ こんにちは赤ちゃん訪問や保健師による訪問支援等を実施した。 ▶ 産前産後訪問支援事業実績は、専門支援訪問のべ42回 家事支援訪問のべ129回。	A
						子ども家庭支援センター	引き続き、養育が必要な家庭に対し利用勧奨を行いながら実施する。	▶子育ての支援が必要と思われる家庭に対し、相談員の訪問及び育児支援訪問事業を実施した。 ▶関係機関と連携し、同行訪問や支援が必要な家庭の情報を共有し対応にあたった。 ▶訪問による相談・調査を積極的に実施した。 ▶貧困家庭を対象としたフードパントリーの配布を実施した。	A
		02	重-13	母子保健と保育の連携強化	第4条第5条第8条第11条	健康課	地域子育て支援センター等の関係機関との情報共有と、地域の子育て資源の周知を継続して実施する。	▶地域子育て支援センターとの連携会議等により、定期的に情報共有しを行った。 ▶ファミリー学級等の事業において地域子育て支援センターの周知を行った。	A
						幼児教育・保育課	関係機関との連携の強化を図る。	▶関係機関会議を通じて、情報の共有を行い関係機関との連携を図った。また、地域子育て支援センター担当が母子保健事業に協力し、母子保健担当と双方による見守りを行った。 ▶要保護児童対策地域協議会の未就学部会に参加し、切れ目ない支援を行うための意見交換を行った。	A
						子ども家庭支援センター	こども家庭センターを設置し要保護児童対策地域協議会実務者会議やケース検討会議、特定妊婦等リストアップ会議、地域子育て支援センター、幼稚園・保育園等訪問を通じて、健康課の母子保健担当そして未就学児童所属機関等との情報共有。 こども家庭センター設置による一体的な相談支援体制の構築のため、より母子保健と児童福祉の間で情報を共有できるようシステム改修を行う。	▶子ども家庭センターを設置した。 ▶事業調整会議や拡大合同ケース会議等をととして、母子保健機能と児童福祉機能の連携強化を図った。 ▶子ども家庭センター設置による一体的な相談支援体制の構築のため、より母子保健と児童福祉の間で情報を共有できるようシステム改修を行った。	A

基本方針	（節）	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例	後期計画担当課	今後（令和6年度）の課題・取組予定	取組実績（令和6年度）（1）事業の評価	自己評価
4-2	03	重-13	母子健康手帳交付及び乳幼児健診の活用による母子保健の推進	第5条第11条	健康課	健康課	- 母子手帳交付時の「たまご面接」を継続し、妊娠期から子育ての相談、支援を実施する。 - 乳幼児健診では児の健康状態の把握だけでなく、教育・相談、情報提供も行っていく。	- 母子手帳交付時に、保健師や助産師より、妊娠中から産後の過ごし方等について話しをする「たまご面接」を実施した。 - 乳幼児健診において、健康教育・相談、情報提供を実施した。	A
							引き続き普及啓発を図っていく。	接種期間や内容等についてホームページや市報を通じて情報提供を実施。予防接種対象者には接種推奨時期に合わせ、予診票を郵送交付、転入者や未接種者には勧奨ハガキを郵送。アプリ「いこいこ」でも分かりやすい周知に努めた。	A
							継続して実施する。	健診において、かかりつけ医の有無を確認している。かかりつけ医がいない家庭に勧奨を行った。	A
							継続して実施する。	2歳児相談会や3歳児健診において、かかりつけ歯科医の有無を確認している。かかりつけ歯科医がない家庭に、勧奨を行った。 - 歯科教育については、保育園で60回、小学校・中学校で276回実施した。	A
							継続して実施する。	小児救急医療体制の充実のために、協議会を実施し連携を図った。	A
							継続して実施する。	個別の事例において、市内外の産科のある医療機関との連携し、母子の健康管理・養育支援を実施した。	A
							保健所と円滑な連携が図れるよう、連携体制の協議と情報共有を継続して実施する。	必要時、保健所と母子保健担当部署等の連携と情報共有を行った。	A
							継続して実施する。	乳幼児健康診査・育児相談等で、子どものアレルギーに不安や悩みを持つ親からの相談に対し、情報提供や栄養相談などの支援を実施した。	A
						健康課 子ども家庭支援センター	思春期時期への相談のため啓発は、関係部署との協力が必要なため、関係機関や部署との連携を図っていく。	からだところの健康相談で、相談支援を実施した。	B
							継続して実施する。	専門相談事業として臨床心理士による相談を行った。	A
							継続して実施する。	相談支援の継続、子育てアプリ「いこいこ」等を通して、出産や子育てについての周知、情報提供に努めた。	A

基本方針	（節）	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例	後期計画担当課	今後（令和6年度）の課題・取組予定	取組実績（令和6年度）（1）事業の評価	自己評価
		4-3 災害への対応を想定した環境づくり							
		01	重-14	子ども自身が災害対応能力を高めるための教育の推進	—	幼児教育・保育課	継続して防災教育を行い、対応能力の向上を図る。	防災訓練等を通して、防災教育を行い、対応能力の向上を図った。	A
						児童青少年課	継続して実施する。	▶児童館、学童クラブにおいて、色々な災害を想定した防災訓練を年2回実施した。 ▶児童館、学童クラブにおいて、利用者の安全を確保するため、安全計画を策定した。	A
						教育指導課	▶「安全教育プログラム」を活用し、安全教育の充実を図る。 ▶学校で起きた事故や近隣市で起こった事故等の状況を周知し、各校が児童生徒の命を守る意識を向上するよう指導・助言していく。	▶東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し、安全教育の充実を図った。 ▶学校で起きた事故や近隣市で起こった事故等の状況を発信し、各校が児童生徒の命を守る意識を向上するよう指導・助言した。	A
		02	重-14	子どもを守るための家庭と地域と市との連携の強化		危機管理課	▶下校時間帯における青色防犯パトロールを実施する ▶不審者等の情報を、関係各課へ情報提供する ▶「メールけいしちょう」の内容を「安全・安心いーなメール」で配信し、地域の防犯に関する啓発により登録者の拡大を図る。	▶下校時間帯における青色防犯パトロールを実施した ▶不審者等の情報を、関係各課へ情報提供した ▶「メールけいしちょう」の内容を「安全・安心いーなメール」で配信し、地域の防犯に関する啓発により登録者の拡大を図った。	A
						幼児教育・保育課	引続き訓練等を通じて連携を図っていく。地域との連携については、関係課と連携を図りながら強化していく必要がある。	▶ICTシステムを活用し、引取りの訓練などを行い、家庭との連携を図った。 ▶消防署の協力を得て各園で実施する訓練（災害・救急救命等）に地域園職員の参加を呼びかけ、共に訓練を行った。	A
						児童青少年課	継続して実施する。	防災訓練等を実施すると共に、防犯対策として育成会やPTAと連携して「子ども110番ピーポくんの家」の総会を開催し、地域への情報共有を図った。	A
						子ども家庭支援センター	継続して実施する。	▶要保護児童対策地域協議会実務者会議やケース検討会議を通じて、民生児童委員等、地域の関係者との連携を図った。 ▶自治会・町内会への児童虐待防止のチラシの配布を実施した。 ▶民生委員・児童委員新任研修を実施した。	A
		03	重-14	乳幼児に特有の生活必需品の備蓄の確保	第5条	危機管理課	福祉避難所の保育園（17園）に備蓄してる災害時用備蓄物資の入れ替え及び定期点検を行う。	福祉避難所の保育園（17園）に備蓄してる災害時用備蓄物資の入れ替え及び定期点検を行った。	A
		03	重-14	乳幼児に特有の生活必需品の備蓄の確保	第5条	幼児教育・保育課	備蓄品の確保を図っていく。必要品、量の確保について検討する必要がある。	関係課と連携し、在園児用として食糧、飲料水等、避難施設用として、発電機やミルク、紙おむつ等の備蓄を行っている。	A

基本方針	（節） 施策	施策 No.	重点	施策・事業名	子ども 条例	後期計画 担当課	今後（令和6年度）の課題・取組予定	取組実績（令和6年度）（1）事業の評価	自己 評価
	4-3	04	重-14	子育て家庭に配慮した避難施設の運営体制の整備	第5条	危機管理課	継続して避難確保計画作成支援を行う。	継続して避難確保計画作成支援を行った。	A
						協働コミュニティ課	引き続き防災に関連した講座を開催する。	防災講座は実施できなかったが、男女平等推進センター内に防災関係図書の展示等を行い啓発を行った。	A
						教育企画課	危機管理課が実施する作成したアクションカードを使用した訓練や避難所運営協議会に教育委員会の職員が出席し、普及・啓発に努める	各避難所運営協議会に教育部の担当職員を配置し、会議に参加、支援を行った。	A
						社会教育課	子育て家庭に配慮した一時滞在施設の運営体制の整備に継続的に努めていく。	（避難所設置無し）	-
						教育指導課	▶「安全教育プログラム」を活用し、安全教育の充実を図る。 ▶学校で起きた事故や近隣市で起こった事故等の状況を周知し、各校が児童生徒の命を守る意識を向上するよう指導・助言していく。	▶「安全教育プログラム」を活用し、安全教育の充実を図ることができた。 ▶定例校長会や生活指導主任会等で学校で起きた事故や近隣市で起こった事故等の状況を周知し、各校が児童生徒の命を守る意識を高めるよう指導・助言することができた。	A
						幼児教育・保育課	関係課と連携し、運営体制の整備・強化を図る。	関係課と連携し、避難施設運営のためのマニュアル整備や、避難施設としての備蓄管理を行った。	A